

平成 2 2 年第 3 回御代田町議会定例会 議事日程（第 1 号）

平成 2 2 年 9 月 1 0 日開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集のあいさつ
議案上程
- 日程第 5 議案第 6 4 号 御代田財産区管理委員の選任について
- 日程第 6 議案第 6 5 号 広域連合「長野県地方税滞納整理機構」設立協議案について
- 日程第 7 議案第 6 6 号 町道の路線認定について
- 日程第 8 議案第 6 7 号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 6 8 号 平成 2 1 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 議案第 6 9 号 平成 2 1 年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 1 1 議案第 7 0 号 平成 2 1 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 1 2 議案第 7 1 号 平成 2 1 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 7 2 号 平成 2 1 年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 1 4 議案第 7 3 号 平成 2 1 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 1 5 議案第 7 4 号 平成 2 1 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 1 6 議案第 7 5 号 平成 2 1 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 7 6 号 平成 2 1 年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

- 日程第 18 議案第 77号 平成 21 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 78号 平成 21 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 79号 平成 21 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 80号 平成 21 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 81号 平成 22 年度御代田町一般会計補正予算案について
- 日程第 23 議案第 82号 平成 22 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 24 議案第 83号 平成 22 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 25 議案第 84号 平成 22 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について
- 日程第 26 議案第 85号 平成 22 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案について
- 日程第 27 議案第 86号 平成 22 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 28 議案第 87号 平成 22 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 29 議案第 88号 平成 22 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 30 議案第 89号 平成 22 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算案について
- 日程第 31 議案第 90号 平成 21 年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成 2 2 年 第 3 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 2 年 9 月 1 0 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 2 年 9 月 1 0 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 2 年 9 月 2 1 日	午前 1 0 時 3 9 分

第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 2 年 9 月 1 0 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 2 年 9 月 1 0 日	午後 4 時 2 2 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	市 村 千 恵 子	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 2	朝 倉 謙 一	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 3	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席	1 4	柳 澤 治	出 席

会 議 録 署 名 議 員	4 番 茂 木 勲
	5 番 池 田 健一郎

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	中 山 悟
会 計 管 理 者	古 越 敏 男	総 務 課 長	荻 原 眞 一
企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦	税 務 課 長	清 水 成 信
教 育 次 長	荻 原 正	町 民 課 長	尾 台 清 注
保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明	産 業 経 済 課 長	武 者 建 一 郎
建 設 課 長	笠 井 吉 一	消 防 課 長	重 田 勝 彦
代 表 監 査 委 員	泉 喜 久 男		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 3 回 定例会 会議録

平成 22 年 9 月 10 日 (金)

開 会 午前 10 時 00 分

―― 日程第 1 開会宣言 ――

○議長 (柳澤 治君) あらためまして、おはようございます。

これより、平成 22 年第 3 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 14 名、全員の出席であります。

理事者側では、高山教育長、公務出張の為、欠席する旨の届出がありました。

他は、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

場内、大変蒸し暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

―― 諸般の報告 ――

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一 議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長 (荻原謙一君) 書類番号 1 をご覧いただきたいと思っております。

諸般の報告

平成 22 年 9 月 10 日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 26 件、報告 1 件が提出されてい
ます。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

4. 本定例会における一般質問通告者は、古越日里議員他 4 名であります。

5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（柳澤 治君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

朝倉謙一議会運営委員長。

（議会運営委員長 朝倉謙一君 登壇）

○議会運営委員長（朝倉謙一君） あらためまして、おはようございます。

それでは報告をいたします。

去る9月3日、午後1時30分より、議会運営委員会を開催し、平成22年第3回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を検討いたしましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、人事案1件、事件案2件、条例案1件、決算の認定13件、予算案9件、報告1件の、計27件であります。

6月定例会以降提出されました陳情等はございませんでした。

会期は本日より9月21日までの12日間とすることに決定をいたしました。

次に、審議日程につきましてご説明をいたします。書類番号1をご覧くださいと思います。

12ページをお開き願いたいと思います。

平成22年第3回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1 日目	9月10日	金曜日	午前10時	開会
				諸般の報告
				会期の決定
				会議録署名議員の指名
				町長招集のあいさつ
				議案上程

				議案に対する質疑
				議案の委員会付託
第 2 日目	9 月 1 1 日	土曜日		議案審査
第 3 日目	9 月 1 2 日	日曜日		議案審査
第 4 日目	9 月 1 3 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 5 日目	9 月 1 4 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日目	9 月 1 5 日	水曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 7 日目	9 月 1 6 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 8 日目	9 月 1 7 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日目	9 月 1 8 日	土曜日		休会
第 1 0 日目	9 月 1 9 日	日曜日		休会
第 1 1 日目	9 月 2 0 日	月曜日		休会
第 1 2 日目	9 月 2 1 日	火曜日	午前 1 0 時	委員長報告
				質疑・討論・採決
				閉会

それでは、次に常任委員会の開催日程を発表いたします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

9 月 1 5 日 水曜日 午前 1 0 時 大会議室

9 月 1 6 日 木曜日 午前 1 0 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

9 月 1 5 日 水曜日 午前 1 0 時 議場

9 月 1 6 日 木曜日 午前 1 0 時 議場

次に全員協議会開催でございます。

全員協議会開催日程

9 月 1 7 日 金曜日 午前 1 0 時 大会議室

以上でございます。

○議長（柳澤 治君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 9 月 2 1 日までの 1 2 日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より9月21日までの12日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（柳澤 治君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

4番 茂木 勲 議員

5番 池田健一郎 議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（柳澤 治君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長（茂木祐司君） 議員の皆さまには、公私ともお忙しい中にもかかわらず、第3回議会定例会にご参集をいただきましたことに対しまして、厚く感謝を申し上げます。

日本の政治と経済は、引き続き混乱の中にあり、脱却の方向性はなかなか見えず、国民にとっては大変不幸な状況が続いております。一日も早く日本の政治と経済が安定することを切に望むものであります。

県政におきましては、阿部新知事の誕生が県民の期待する県政への大きな一歩となるよう、期待を申し上げる次第です。阿部知事は、知事就任前の8月29日に御代田町に来庁され、懇談をさせていただきました。この中で、町としての要望を4点ほど申し上げさせていただきました。

要望の第1は、県において、同和対策事業を復活させないでほしいという要望です。長野県政は、あの田中知事のとときに部落解放同盟などへの団体補助金を廃止しました。しかし、村井県政においては、人権政策、とりわけ部落解放同盟などからの同和事業の復活を求める声が強まり、復活の議論が進められてきました。今年2月には、長野県人権政策推進基本方針が取りまとめられ、同和問題につきましては、相談体制の構築や、教育・啓発などに加えて、課題解決に向けた施策の推進という

ことで、同和事業が復活する可能性が色濃くなってまいりました。しかし、長野県での同和対策事業の復活を、御代田町の町民は望んでいないことを申し上げました。

2つ目には、県による警察署の統廃合の計画の中で、望月署を東信地区の運転免許サブセンターとして充実させる一方で、御代田町民の多くが利用している佐久警察署での運転免許更新の窓口を廃止する計画が出されており、この計画は、御代田町民にとっては利便性を損なう内容も含んでいることから、地域の声を十分聞いていただいて、判断されるよう要望しました。

3つ目は、県が実施している緊急雇用創出事業について、町では現在、より積極的な事業展開を計画していることから、今年度の補正予算枠の確保を含めて、県として雇用創出のための、より積極的な事業の推進を要望しました。

4つ目は、教育課題に対する予算確保について、当町の小・中学校においても、多くの課題を抱える児童・生徒が増加しており、こうした問題の解決のために、町が独自に実施している町費での学習支援員の配置などに対して、県の予算確保をお願いするとともに、県としての人員の配置を要望しました。

今年の夏は、梅雨時には長雨が続き、梅雨明けからの猛暑と集中豪雨などによって、当町の高原野菜を始めとする農業には、大きな影響が出てしまいました。今回の長雨の影響で、レタス、サニー・リーフレタス、ブロッコリー、キャベツのほ場に雨水が溜まり、湿害が発生し、廃棄を余儀なくされた生産者が多数発生しました。7月17日には、気象庁が梅雨明けを発表しましたが、7月16日の豪雨による影響を受け、20日に農協の営農指導部長と課長に来ていただき、町の長雨と豪雨による湿害の状況と、7月中旬までの農家の販売状況の報告を受けました。報告の内容は、雨水による結球の遅れと変形により、等級品にならず、廃棄や規格外品での販売であるとのことでした。こうしたことから、町として農家負担の軽減と農家支援を強める必要性があると考え、7月27日に私と産業経済課長でJA佐久浅間農協の本所に、組合長、副組合長、常務理事、営農指導部長ら関係者を訪ね、いままでの雹害などに対する支援と同様の対策を訴えてまいりました。その結果、農協としても支援の検討をして、被害の50%以上と50%未満に分けて、農家に自主申告をしていただき、そのほ場の出荷状況を見極めて、殺菌剤のトップジンの無償配布を浅麓地区、軽井沢、小諸、御代田地区全域に実施することになりました。

当町もこの湿害に対し、農協と半額ずつの補助をしてまいります。現在、取りま

とめ中ですが、御代田町では58農家19ヘクタールに及びます。中でも小沼地区に被害が集中しており、12ヘクタールで、伍賀地区は5ヘクタールとなっています。今年の猛暑でクマの餌となる木の実などの生育が悪く、早くからクマが畑や人家近くに出没しています。6月以降で19件あり、昨年同時期と比較して6件多く寄せられています。猟友会などに依頼しながら、これまでに4頭を捕獲しました。浅間山国有林や伍賀地区の山沿いで、早朝や夕暮れ時の農作業には十分注意するよう、オフトーク放送や関係区において屋外放送をお願いして対応しています。

次に、町の懸案でありました町道雪窓向原線、いわゆる桜並木通りの道路改良につきましては、桜の根上がりによる舗道の機能の喪失、生い茂った枝葉による視認性の阻害による安全性の低下、また、舗装・排水設備の老朽化等、さまざまな問題を抱えておりましたが、沿線住民の皆さま、さらには全町を対象とした説明会を開催して、ご意見を伺うとともに、樹木医の診断結果をもとに、桜の木の伐採を決断し、全面改良を行うことで、8月下旬より憐ミネベア前の一部区間の工事に着手しました。伐採した桜の根の腐蝕は、想像以上に進んでおり、立ち会いをいただいた国土交通省の緑化生態研究官からも、今回の判断は賢明であったとのご意見をいただきました。なお、伐採した木につきましては、できるだけ有効利用が図れるよう、考えてまいります。

本定例会に提案させていただいております案件は、人事案1件、事件案2件、条例改正案1件、平成21年度一般会計と12の特別会計の決算認定13件、平成22年度一般会計と特別会計8件の補正予算案9件、報告事項1件の27件です。

まず、人事案ですが、欠員が生じております御代田財産区管理会の委員につきまして、選任同意をお願いするものです。

事件案につきましては、平成23年4月から業務を開始予定の、地方税共同化事業に伴う広域連合長野県地方税滞納整理機構設立規約案と、宅地開発及び県道からの管理移管による6路線の町道認定の議決をお願いするものです。

条例案につきましては、これまで県内の各市町村で行っていましたが下水道排水設備工事責任技術者登録の業務について、本年12月1日から県下統一して財団法人長野県下水道公社が行うことになるため、責任技術者にかかわる条項を定めて、御代田町公共下水道条例の一部改正をお願いするものです。

平成21年度一般会計決算の認定につきましては、歳入総額は71億9,047

万円で、前年度比31.4%と、大幅な伸びとなりました。これは法人町民税など町税で2億3,200万円の減収はあったものの、中学校建て替えなどの大型事業に伴い、国庫支出金、繰入金、町債において、大幅な増額となったことによるものです。

歳出総額は67億1,206万円で、歳入同様、前年度比36.2%と、大幅な伸びとなりました。これは平成20年度から繰り越して給付した定額給付金や、国の補正予算による臨時交付金を財源に実施した経済対策事業、まちづくり交付金事業、中学校建て替え事業を始めとする普通建設事業費が大幅に増額となったことによるものです。また、町の借入金であります町債の後年度負担の平準化を図るため、4億5,000万円の繰上償還を行いました。

以上、一般会計歳入歳出差引額から、後年度の財政運営の健全化を図るため、財政調整基金へ2億2,000万円の決算積立を行い、また、繰越明許により繰り越した財源を除いた2億470万円を、平成22年度へ繰り越しました。特別会計におきましても、それぞれ12特別会計の設立趣旨に基づき、一般会計同様、適正な運営に努めてまいりました。その結果、一般会計、特別会計ともに黒字決算となり、今議会において、財政健全化法に基づく監査委員の審査に付した良好な比率を報告することができました。

次に、平成22年度一般会計の補正予算であります。歳入、歳出、それぞれ4億902万円を増額し、合計71億3,761万円とするものです。歳入の主な内容は、前年度繰越金、普通交付税や町債のうち、臨時財政対策債の額の確定による増額をお願いするものです。歳出の主な内容は、6月末からの集中豪雨被害に対応した災害復旧事業に2,520万円、道路橋梁費ではまちづくり交付金事業費で1,366万円、町道維持費の調査設計費として1,404万円を、また、財政調整基金への積立金として、3億2,000万円をそれぞれ計上させていただきました。また、特別会計においても、前年度繰越金が確定したことなどにより、8会計で総額1億147万円の増額補正をお願いするものであります。

報告事項につきましては、平成21年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告でございます。

以上、概要を申し上げますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議をいただき、原案どおりのご採択をいただきます

ようお願いを申し上げます、第3回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） これより、議案を上程いたします。

―――日程第5 議案第64号 御代田財産区管理委員の選任について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第5 議案第64号 御代田財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の3ページをお願いいたします。

議案第64号 御代田財産区管理委員の選任についてということで、申しわけございませんけれども、「御代田財産区管理会」の後に委員の「委」を付け加えていただきたいと思えます。

下記の者を、御代田財産区管理会委員に選任したいから、御代田財産区管理会協議書第3条の規程により、議会の同意を求めます。

住 所 御代田町大字御代田2481番地1

氏 名 駒村眞一

生年月日 昭和13年9月18日

理由ですけれども、栄町二区選出の森泉委員の死去に伴うものでございます。

選出方法ですけれども、区からの選出ということで選出をしていただきました。

任期ですけれども、森泉委員の残任期間ということで、平成25年3月31日までという期間になります。

ご同意のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第64号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第64号 御代田財産区管理委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第6 議案第65号 広域連合「長野県地方税滞納整理機構」設立

協議案について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第6 議案第65号 広域連合「長野県地方税滞納整理機構」設立協議案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信税務課長。

(税務課長 清水成信君 登壇)

○税務課長(清水成信君) それでは、議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第65号 「長野県地方税滞納整理機構」設立に関する協議について

地方自治法第284条第3項の規定により、別紙のとおり長野県地方税滞納整理機構規約を定めるため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

平成22年9月10日提出

御代田町長

でございます。

この関係につきましては、去る9月3日開催の町議会全員協議会において時間をいただき、事前にご説明をさせていただいたところであります。本日、規約案の提案をさせていただくわけですが、説明する部分、かなり重複する部分もありますが、よろしく願いをいたしたいと思っております。

地方税は県、市町村にとっても、もっとも重要な自主財源であります。課税徴収の現状は、昨今の経済情勢あるいは景気の動向など、非常に厳しい状況にあります。三位一体改革による税源移譲に伴い、地方税の重要性が増す中で、効果的で効率的な税務執行体制の構築が求められているところであります。

徴収率であります。平成20年度で見ますと、県下全体の市町村税で見ますと

92.1%、全国では30番目ということでもあります。県税においては97.1%、全国で23番目ということで、平成3年ごろの3番目、4番目あたりから、かなり低下しているという状況にあります。こういったことに伴い、収入未済額も増加しているとともに、今後、更に景気低迷等の影響により、収入未済額の増加が懸念されているところでもあります。こうした状況から、県が主導になりまして、平成19年11月より、税務執行体制の強化あるいは公平性、税収の確保、コスト削減等のため、県税それから市町村税の業務共同化について、検討委員会を設置し、他県の機構の組織や増収効果等を参考にしつつ、県及び県下市町村の現状あるいは課題などを具体的にどう対応していくのかということの対策をまとめて、昨年の6月に中間の報告がされたところでもあります。その内容は、県及び県下全市町村で、地方自治法に基づくところの組織として、広域連合を設立して、徴収業務については全税目の大口滞納者あるいは困難案件の徴収業務から共同化を進め、3年後ぐらいには共同化の効果あるいは滞納の動向等を検証して、対応業務を拡大あるいは縮小していくと。それから課税業務については、当面、電算システム等の統合をしなくてもできる業務、これらを共同していくということで、引き続き組織化に向けた検討を重ねていくということで、進めているところでもあります。

連合設立にあたりまして、広域連合の規約あるいは事務処理方針、予算、スケジュール等について検討が行われ、今年の6月から7月にかけて全市町村に説明がありました。そういった中で、全市町村長の下承をいただいたということの中で、平成23年4月からの業務開始に向けて準備を進めているところでございます。この連合を設立して、具体的にどのくらいの大口滞納困難案件を処理するかということでもありますけれども、設立の平成23年度、24年度の2年間は、県下全体で約1,000件を見込んで、当町は一応10件という予定でありますけれども、機構への移管案件については、機構において1年間の処理期間で公売あるいは換価を前提に、徹底的な財産調査あるいは実態の把握に努めて、必要な滞納処分を行うこととしているところであります。

機構の職員1人当たり約80件程度の事務処理をするものとして、組織全体では、職員17名ぐらいいます、正職員と臨時的な補助職員7名程度を雇用して、そういった体制の中で進めると。また、サポート的な組織として、弁護士あるいは国税のOB、警察のOBなどを顧問として設置をして、相談等対応をしていただくという

ような考え方でおります。

職員は派遣の形態をとりまして、県から県職員3名、それから市町村から14名というようなことで、派遣期間は2年を予定しているところです。機構の予算規模であります。平成23年度でみますと、歳入、歳出、2億800万円程度の規模ということで、歳入については、全市町村の基本となる負担額、一律5万円、県下77市町村、合計すると385万円ほどになります。それと、県の方では3,000万円ということになります。それから実際の処理件数割ということで、おおむね1件当たり16万6,000円で、1,000件、約1,000件を予定している。それからその他の諸収入を見込んだ中で考えているということです。

それから歳出においては、議会費あるいは総務費で、連合の組織の連合長あるいは職員人件費等で1億4,000万円程度と、それからあと、システム等のリースあるいは公売等を行うための鑑定料、関係する事務費等で6,400万円ほどが主なものであります。

今回、この広域連合を設立するにあたり、広域連合の規約、広域計画等を作成、整備をした中で、総務省の許可申請が必要となります。そして広域連合規約については、構成する県、それから77市町村全体の議会議決が必須要件ということでありまして、すべての団体が今9月定例議会に規約案を提案説明をさせていただいております。そういった中で議決をいただくための対応をしているというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、議案書の次のページをお願いいたします。5ページであります。長野県地方税滞納整理機構規約（案）について、説明をさせていただきます。

第1条 広域連合の名称であります。先ほどから申し上げているように、この広域連合は長野県地方税滞納整理機構ということになります。

第2条 組織する地方公共団体、この連合は長野県及び長野県内の全市町村、先ほども言いました、県を含めまして78団体ということで組織すると。

それから3条で、区域であります。この区域は長野県の区域ということで、県下全体ということになります。

第4条 処理する事務であります。広域連合は次に掲げる事務を処理するということで、1つは地方税法の規定に基づき、構成団体が賦課した地方税及び国民健康保険法に基づき、市町村が保険者として賦課した国民健康保険料にかかる滞納事

案のうち、構成団体が広域連合への移管の手続を行った事案に係る滞納処分及びこれに関係する事務を行う。それから構成団体の職員に対する徴収業務に関する研修事務、それから徴収業務に関する構成団体からの相談に係る事務を行うということでもあります。

第5条 広域計画の項目であります。広域連合が作成する広域計画には、次の(1)であります。地方税及び国民健康保険料の滞納整理事務に関連して、広域連合及び構成団体が行う事務に関すること、それから(2)としまして、広域計画の期間及び改定に関すること、これらを計画に盛り込む項目ということでもあります。

第6条で、事務所の位置であります。この事務所は千曲市に置くということで、この県の千曲庁舎がありまして、そちらに事務所を置くということでもあります。更埴インターから5分程度、しなの鉄道から徒歩で15分程度ということで、県下全体の調査等を行う中で、利便性等を考慮した中で位置を定めてきております。

7条 議会の組織であります。広域連合の議会の定数は7名とするということでもあります。

次に8条で、議員の選挙の方法ということで、広域連合議員は構成団体の議会において構成団体の長及び議会の議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ選挙するという。第1号で長野県議会議員1人、市長から1人、町村長から1人、市会議員から2人、それから町村議会議員から2人というようなことで、以下、2号から4号についてはそれぞれ候補者の推薦あるいは基準、当選人について規定してあります。

続いて下の方です。第9条 議員の任期であります。広域連合議員の任期は、当該構成団体の長または議会の議員の任期によるということでもあります。

第2号として、任期中に当該構成団体の長あるいは議会の議員の任期が満了することにより執行される選挙により、再選された場合は、任期は継続すると。ただし、この場合において広域連合議員の任期は4年を限度とするということでもあります。

3号として、当該議員が構成団体の長あるいは議会の議員の職を失ったときは、その職を失うということでもあります。

次のページ、7ページをお願いいたします。

続いて4号、第4号ですが、広域連合の議会の解散があったときは、議員に、あ

るいは広域連合議員に欠員が生じたときは、第8条の規定によって速やかに選挙をしなければならないという規定を設けてあります。

10条で、連合の議会の議長、副議長であります。広域連合議員のうちから議長、副議長1人を選挙しなければならないということで、第2号で任期は広域連合議員の任期によるということでございます。

第11条 執行機関の組織ということで、広域連合長及び副広域連合長1人を置くということであります。第2号で、連合議員と兼ねることはできませんよということであります。

第12条 選任の方法であります。広域連合長は構成団体の長のうちから構成団体の長が投票により選挙する。

第2項で、選挙は第15条の選挙管理委員会が定める場所で行う。

第3号では、広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

第4号では、副広域連合長は広域の連合長が広域連合の議会の同意を得た中で、構成団体の長のうちからこれを選任するということでもあります。

第13条 執行機関の任期ということで、広域連合長、副広域連合長の任期については、第9条の規定を準用するということが、当該構成団体の任期を準用すると。ただし、4年を限度とするということでございます。

第14条 補助職員ということで、第11条 正副連合長に定めるもののほか、広域連合に会計管理者その他職員を置くということで、それぞれ先ほども言いましたように、事務局長あるいは実際の職員を17名あるいは臨時職員を若干名置くというような形で考えているということでもあります。

続いて第15条 選挙管理委員会でございますが、広域連合に選挙管理委員会を置くということで、4人の選挙管理員をもって組織をして、議員は構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有するもので、人格が高潔で、政治及び選挙に関し、公正な識見を有するものうちから広域連合の議会においてこれを選挙するということでもあります。任期は4年とするということでもあります。

それから16条では、監査委員の関係でございますが、監査委員2名を置くということで、監査委員は広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で地方公共団体の財務管理あるいは事業の経営管理その他行政運営に関して優れた識見

を有するもの及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任するということがあります。

参考として識見を有する者のうちから選任されるものにあつては4年、それから広域連合議員のうちから選任されるものにあつては、広域連合議員の任期によるということでもあります。

それから第17条で、経費の支弁の方法ということで、広域連合の経費は構成団体の負担金及びその他の収入をもって充てるということで、この負担金の額については、広域連合の予算において定めていくと。1つは、基本負担額ということで、先ほど冒頭でも申し上げましたが、全市町村5万円の基本額で77市町村、それから県では3,000万円。それから2つ目で、処理件数割ということで、約1,000件をみている中で、1件当たり16万6,000円で1億6,600万円。

それから、次の徴収実績割額というものがありますが、これは移管事案の前々年度の収納額に一定の率で計算をしていくということで、平成23、24年の2年間は関係なくて、平成25年度、3年目からこの辺の徴収実績割が適用になってくるということでもあります。

それから18条で、規則への委任ということで、この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で別に定めるということとございます。

附則であります。施行期日。この規約は総務大臣の許可のあった日から施行すると。想定しているのは今年、平成22年12月ごろから23年1月ごろまでに総務大臣の許可を得たいということで、現在進めているところであります。

それから経過措置であります。第2号で、平成23年3月31日までの間は6条の規定にかかわらず、広域連合の事務所は長野市に置くということで、一応県庁内に事務所を現在置いてありまして、準備室を設けて行っていると、来年3月まではそこで行うということとあります。第3号として、広域連合設立の初めて行う広域連合長の選挙については、12条の規定にかかわらず、長野県知事が指定する場所にて行うということとあります。それから第4号で、17条の負担金の規定にかかわらず、22年度における負担金の額は基本負担額のみによるということと、22年度準備期間においては、すべて関係する経費は県の方で負担をするということになっております。23年度から24年度の負担金においては、先ほど言いました17条のところにあります基本負担額と処理件数割額のみでそれぞれ予算を組

み立てていくというような形でつくってあるところであります。

以上、長野県地方税滞納整理機構規約（案）を説明させていただきました。慎重審議のうえ、議決いただけますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

古越 弘議員。

（ 8 番 古越 弘君 登壇）

○ 8 番（古越 弘君） 8 番の古越 弘でございます。

この広域連合に移管後、全額徴収できなかった場合、この残った残金というのは、どういうふう to 処理をするのか。あるいは、例えば県税と市町村民税が両方滞納になっていた場合には、優先順位はあるのかないのか。あと、徴収が確定をいたしました、その後、その人に収入があった場合、例えば就職ができて収入ができた、あるいは相続とかができまして、相続のお金が入ったとかということになった場合にはどうなるのかということをお聞きをいたします。

○議長（柳澤 治君） 税務課長。

○税務課長（清水成信君） ただいまの古越議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、広域連合に移管した後、全額徴収できず、滞納残が出た場合という中で、1 つは、先ほども規約の方でもちょっと申し上げましたが、滞納残が出た場合の対応については、基本的には先ほどの規約の中の第 18 条 規則への委任ということで、この規約の施行に関して必要な事項は、広域連合長が細かい部分については規則の方で定めるということで、現在、準備期間中でありまして、検討をしているというところでございます。

それから、県税と市町村民税、滞納があった場合に優先順位ということによろしいですか。そういったとらえ方でよろしいですか。当然、県の方も出してくるわけですが、県の県税を優先する、あるいは逆に、市町村民税を優先するということはございません。基本的には、滞納の本税の納期限の古いものから充当させていくという考え方であります。

それから、公売等強制徴収の場合においては、その公売にかかわるいろいろな事

務費あるいは鑑定料等かかりますので、そういったものの滞納処分費をまず優先させて、その後、本税あるいは延滞金というような順番で充当されるということでもあります。それから、本人がその間、自主納付で納めるよというような意思表示があれば、滞納者の意思も尊重していく、予定ということで、本人が例えば国民健康保険優先してくれとか、固定資産税優先してくれというような意思表示があれば、それはそれを尊重していくというような考え方でおります。ですから、県税、市町村税での優先順位はないということをお願いをいたします。

それから、滞納残があつてその後、例えば就職した、あるいは収入があつたという場合、どうなるのかということで、当然、滞納残として残っていれば、それは納めていただくような形でのまた滞納整理あるいは処分というか、そういった手続等対応していくということでもあります。

規約の中でもちょっと申し上げましたが、機構に移管した案件は、いずれにしても1年間という処理期間を原則として、その中で徹底した財産調査、あるいは実態調査等の把握をした中で、必要な滞納処分等をしていくということで、現在進めておりますので、基本的には1年間の中で最終的に完結をしていくという考え方で現在考えて進めているという状況でございます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 古越 弘議員。

○8番（古越 弘君） ただいま答弁がありました。例えば1,000件ということで限定をされました。それがいろいろ事務の関係でやっております、その年度内に処理できない、要するに手を着けたが決着がつかなくて残ったという場合は、次年度に繰越になるのか、あるいはまた繰り越された場合は、次の年の1,000件からそれが差し引かれるのか、あるいは1,000何件とプラスされるのかということは、どういうふうになりますか。

○議長（柳澤 治君） 税務課長。

○税務課長（清水成信君） お答えをいたします。

来年、平成23、24年度の2年間、県下全体で1,000件を、約1,000件を想定しているという中で、いま言われたように、繰越は可能なのかどうかという部分ですけれども、可能ということでもあります。それで、県下全体で1,000件の案件を1人、先ほども説明した中で、職員1人当たり80件程度を想定して、一定の期間、1年間の中で担当して処理をしていくということで、その案件によっ

ては、先ほど言ったように、公売あるいは換価等を前提に、徹底した調査等を行った中でやっていくという中で、完結できない場合も当然想定はされます。ただ、これから動き出すので、実際にどうなっていくかというのは、どのくらい出てくるかということはちょっとわかりませんが、想定はされます。そういった場合、そういった1年間の処理期間の中で完結できない場合は、いったん移管元の市町村へ戻されます。戻った中で、その処理の進行状況、内容によって、再度市町村からまた次の年度に移管をすることは可能ということにもなっています。ただ、その場合、負担金も伴ってはくるんですけども、可能ではあります。

それから、その件数1,000件という枠の中での上乘せ、あるいは差し引くとかということではありますが、そういったことはありません。いずれにしろ、その23、24の2年間は、一応1,000件程度、県下の中で全体での調整をした中で、進めていくと。その実際のやっていった中でいろいろ問題、諸問題等出てくるとは思いますが、その2年間の実績等を検証した中で、3年目以降、先ほどの規約でも若干申し上げましたが、どういう形で進めていくのかということを検証して、進めていくというような考え方でいるということでございます。

そんな形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（柳澤 治君） 古越 弘議員。

○8番（古越 弘君） いまの繰越の件ですが、その前の、今年度16万6,000円払いますよね。その後がその途中で終わっちゃった場合、次年度はもう1回16万6,000円払うということにはなるんですか。

○議長（柳澤 治君） 税務課長。

○税務課長（清水成信君） お答えをいたします。

例えば来年移管しますよね。そうすると、1件当たり16万6,000円の移管に係る負担金を納めます。今言ったように、1年間で完結をしなくて戻された場合で、その中身でもう一度移管をしようということで市町村が決定すれば、2年目もまた再度移管をします。その場合には16万6,000円の負担金はかかるということで、2年間にすれば33万円ほどかかるということでございます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 古越 弘議員に申し上げます。

○8番（古越 弘君） 以上で終わりますという話をしよう。

○議長（柳澤 治君） はい、どうぞ。

ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

(9 番 武井 武君 登壇)

○ 9 番 (武井 武君) 9 番、武井であります。

全員協議会の際に聞いたかどうかちょっと忘れてしまいました、大変申しわけございませんが、重複した場合にはお許しをいただきたいと思っております。

第 2 条 広域連合は長野県及び長野県内の全市町村をもって組織する、こういうことになっておりますが、これは強制的なのか、あるいは任意で入るのか、あるいはまた 1 市あるいは 1 町、1 村でも欠けた場合においては、この機構は成り立つのか、成り立たないのか、まずお聞きをいたします。

○ 議長 (柳澤 治君) 税務課長。

○ 税務課長 (清水成信君) 武井議員の質問にお答えをいたします。

まず、県下全市町村、県を含めた全市町村で、78 団体ということでありまして。連合を立ち上げるにあたって、強制的なのか任意なのかというような、今、第 1 点目ありましたが、基本的には強制ということには地方自治法の趣旨からしても強制ということにはなりません。先ほど言いましたように、平成 19 年、それ以前から実際の話はあったわけですが、その準備段階の検討段階において全市町村を、県を中心に回った中で、それぞれの首長の皆さんの了解を得た中で進めてきております。その段階を 2 度、3 度、中間報告あるいはその後の今年の 8 月初めに最終的な結論に至ったわけですが、それ以前においても約 3 回ぐらい、それぞれ市町村すべて回って事前の了解を得た中でやっております。ですから、了解を得た中でやっているということで、強制ではないというのが 1 つ、1 点です。

それから仮にこの規約、全市町村がどこか 1 つ、あるいは 2 カ所とかが議決を得られなかったという場合、どうなるかということでありまして、その場合は、極端な言い方をしますと、再度規約案を検討した中で議会の方に提案をさせていただいて、議決をしていかなければならないということで、来年 4 月の機構動き出しはできません。という中で、今回のこの規約の内容、字句についてもそうなんです。基本的には修正等はされないで、この原案で行かないと、総務省への許可申請ができないというような状況もございます。

そういったことで、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） もう1点だけ。古越 弘議員とちょっと似たような格好になると思うわけですが、いろいろ財産調査等をした場合において、不良債権、これはもうとてもじゃないけれども不良債権としか認められないと。機構でそういう判断が下された場合において、それを町側として当然町側が不納欠損なりあるいは決算処理をしなければならないと思うわけですが、その時点においても町から、町の方では一銭の税金にもならない、当然処理料は16万某、あるいは17万幾らということで、支払わなければならないと思うわけですが、町としても当然のことながら、ある程度の財産調査あるいはいろいろな調査等を含めた中で、機構へお願いをしていくと、このように思うわけですが、機構から不納欠損が適当であるというような、これは仮定でありますけれども、ような報告がされた場合、町長はそれを真に受けて、不納欠損の処理に回すのかどうかをお聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 税務課長。

○税務課長（清水成信君） お答えをいたします。

ただいまの、確かに町でも当然移管するにあたっては、それまでの段階での大口、金額だけではありませんが、大口滞納者あるいは処理困難案件ということで、いろいろなそれぞれの中身は違うわけですが、そういった事前調査等をした中で、町では対応できない部分について移管をしていくと。それが10件程度を予定しているという中であります。それで、移管を受けた機構の方では、1年間という処理期間の中で完結させるべく、徹底した調査あるいは財産調査も含めた中でそれぞれやっていきます。本人との折衝も当然やっていきます。そういった中で、機構としての結論を出して、その結果を市町村の方に戻すということでもあります。武井議員言われるように、当然不良債権等で、もうどうにもならない案件もあると思います。そういった結論を得た中で、町の方はそれを受けて、例えば執行停止あるいは不納欠損が適当というような結論をいただければ、それは当然、町でも上げる段階できちっとした中身を検討して上げてありますから、その結果は尊重して、当然それに従っていかなければならないというふうに考えています。安易に云々というようなお話がありましたが、それは関係ないと思います。負担金は当然、その結果、滞納金が換価されてもされなくても、それは負担金1件当たりで移管するにあたって当

然お支払いしなければならない負担金ということでもあります。そんなお答えでよろしいかどうか、ということでお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） もう少し言いたいわけでございますけれども、大体の中身がわかりましたので、これで終わりにいたします。

○議長（柳澤 治君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第65号 広域連合長野県地方税滞納整理機構設立協議案については、原案のとおり決しました。

―――日程第7 議案第66号 町道の路線認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第7 議案第66号 町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書の9ページをお開き願いたいと思えます。

議案第66号 町道の路線認定について

町道の路線を、別紙のとおり認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

資料番号1をご覧いただきたいと思います。この資料番号の1の認定路線、路線名の横に番号を振ってございますが、これが次ページの位置図と連動しておりますので、一緒にご覧をいただきたいと思います。

まず、大谷地1号線、延長178mでございますが、宅地開発による新規の認定ということでございます。

それから2番目で、大久保1号線、延長109m、これも同じく宅地開発による新規の認定ということでございます。

それから3番、西軽団地南線。92mで、これも宅地開発による新規認定でございます。

それから4番、楓ヶ丘別荘地内5号線。52mで、これも宅地開発による新規認定でございます。

それから5番、大塚1号線。200mで、これも開発による新規認定ということでございます。

それから6番、児玉区内8号線。351.9mで、これにつきましては、県道借宿小諸線、児玉のバイパスが開通をしたということで、その旧道部分351.9mについて県より管理移管を受けるということでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第8 議案第67号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第8 議案第67号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは議案書11ページをお願いいたします。

議案第67号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について
12ページをお願いいたします。

御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例(案)

御代田町公共下水道条例(平成13年御代田町条例第9号)の一部を、次のように改正する。

今回の改正につきましては、先ほど町長招集あいさつの中でも申し上げましたとおり、下水道工事に必要な、排水設備工事責任技術者、こういう資格がございまして、その資格の登録について今までは各市町村において行っていたということでございますが、非常に不合理な面もあるということの中で、県下一本化をしまして、長野県下水道公社が一括して行うということになりました。それに伴いまして、この条例、町の条例から責任技術者の登録に関する部分をすべて削除するというものでございます。

資料番号2で、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

10条、11条、12条、13条、これにつきましては、登録にかかわる部分、すべて削除ということでございます。

それから裏に行きまして、15条、これにつきましては、第2項、旧の第2項の部分を残して、すべて登録に関する部分ですので、削除ということ。

あと、手数料につきましては、1、2、3、これを残しますが、責任技術者の登録に関する4、5、6、これをすべて削除ということでございます。

それで、施行日ですが、県下統一ということで、12月1日となりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(柳澤 治君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩といたします。

(午前 11 時 00 分)

(休 憩)

(午前 11 時 14 分)

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

――― 日程第 9 議案第 68 号 平成 21 年度御代田町一般会計歳入歳出決算

の認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 9 議案第 68 号 平成 21 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは、議案書の 13 ページをお願いいたします。

議案第 68 号 平成 21 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明を申し上げます。

まず、決算書、この厚い決算書がございますけれども、この決算書の 6 ページをお願いをしたいと思います。6 ページの歳入歳出決算書の款項別集計表ということで、6 ページから 13 ページまで歳入と歳出がございます。それで、この内容等をまとめたものが資料番号 3 にございますので、資料番号 3 をお出しいただきたいと思います。説明につきましては、資料番号 3 において説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

まず、歳入ですけれども、款 1、町税。項 1、町税。21 年度の決算額で 7 億 2,157 万 4,000 円。対前年比で 22.3% の減でございます。主な増減の理由ですけれども、個人の町民税で 855 万 5,000 円の減、1.3% の減。それから法人ですけれども、これが 1 億 9,848 万 9,000 円、72.6% の減ということで、大幅な減となっております。

次、項 2、固定資産税。決算額 12 億 4,937 万 8,000 円。対前年比で 1.4% の減でございます。土地で 644 万円の減、それから家屋が 1,536 万 8,000 円の減ということで、それぞれ評価減というものでございます。それか

ら償却資産におきましては、376万1,000円の増ということで、償却資産の増によるものでございます。

項3、軽自動車税。決算額3,267万円。対前年比で3.8%の増ということで、軽自動車税の増によるものでございます。

項4、町たばこ税。決算額7,826万9,000円。対前年比で6.9%の減でございます。たばこの売上げの減によるものでございます。

項6、都市計画税。1億2,050万1,000円。対前年比で1.9%の減。土地で53万5,000円の減、家屋で181万3,000円の減でございます。

項7、入湯税。決算額37万6,000円。対前年比10.6%の増。利用者の増でございます。

続きまして款2、地方譲与税。項1、地方揮発油譲与税。1,239万円。対前年比で皆増ということで、地方道路譲与税からの移行による増でございます。

項2、自動車重量譲与税。決算額5,586万円。対前年比10.1%の減です。自動車重量譲与税の減によるものでございます。

それから項3、地方道路譲与税。決算額850万8,000円。対前年比で57.4%の減ということで、地方揮発油譲与税に途中で移行がされたというものでございます。

続きまして款3、利子割交付金。項1、利子割交付金。21年度の決算額で724万1,000円で、2.9%の減でございます。

4、配当割交付金。決算額で174万5,000円。対前年比で18.5%の減。株式配当の減によるものでございます。

続きまして株式等の譲渡所得割交付金。決算額で90万5,000円。13.3%の増。株式の譲渡所得の増によるものでございます。

それから款6、地方消費税交付金。決算額で1億4,160万6,000円。3.8%の増。地方消費税の増によるものでございます。

款7、ゴルフ利用税交付金。決算額で1,858万9,000円。対前年比で1.0%の増ということで、ゴルフ場の利用者の増、特にグランディ軽井沢の増ということでございます。

それから款8、自動車取得税交付金。決算額で1,845万1,000円。対前年比で39.9%の減。自動車取得税の減でございます。

それから款9、地方特例交付金。項1、地方特例交付金。2,051万円。対前年比で2.1%の減でございます。児童手当特例交付金で72万9,000円の減、それから減収補てんの特例交付金で28万1,000円の増でございます。

項2、特別交付金。決算額で520万4,000円。対前年比で3.5%の増ということでございます。

続きまして地方税等減収補てん臨時交付金。0ということで、皆減でございます。これは20年度限りというものでございます。

それから10、地方交付税。項1、地方交付税。11億2,575万7,000円。対前年比で3.6%の増でございます。普通交付税で4,659万4,000円の増、特別交付税で762万7,000円の減でございます。

款11、交通安全対策特別交付金。決算額で200万3,000円で1.3%の増。反則金の増でございます。

次の2ページをお願いいたします。

款12、分担金及び負担金。項1、負担金。決算額で2,236万7,000円。対前年比で4.7%の減でございます。主な増減の理由で、保健衛生負担金301万7,000円の減、それから草越地区の畑総事業負担金が221万円の増ということでございます。

款13、使用料及び手数料。項1、使用料。決算額1億6,972万6,000円、1.2%の減でございます。主な理由といたしまして、保育使用料175万9,000円の減でございます。

続きまして款14、国庫支出金。項1、国庫負担金。決算額1億2,847万2,000円。対前年比で35.6%の減でございます。この負担金の減につきましては、前年には災害等があったということで、農林土木関係の災害が減ということになっております。

項2、国庫補助金。決算額8億1,767万8,000円。対前年比158.9%の増でございます。まちづくり交付金で2,790万5,000円の増、それから中学校の建て替え事業の補助金で2億329万1,000円の増でございます。

項3、委託金。決算額で1,581万8,000円。前年比で169.9%の増でございます。衆議院選挙の委託金の増によるものでございます。

続きまして15の県支出金。項1、県負担金。1億1,267万5,000円で

0. 3%の減で、ほぼ前年並みでございます。

それから項2、県補助金。決算額8,430万3,000円。22.8%の増。緊急雇用創出事業補助金681万8,000円の増等でございます。

続きまして16の財産収入。項1、財産運用収入。2,668万2,000円で、対前年比17.7%の増ということで、財政調整基金等の利子の457万4,000円の増によるものでございます。

続きまして款18の繰入金。項1の特別会計繰入金。473万7,000円。75.3%の減ということでありまして、介護保険事業特別会計繰入金1,400万円の減が主な理由です。

それから項2、基金繰入金。6億1,090万円。3万445%の増ということでございます。内容ですけれども、減債基金の繰入金4億4,000万円、これにつきましては23年度にいわゆる償還が多いということで、繰上償還をさせていただいたものでございます。それから中学校の建設基金で1億3,000万円の増でございます。

続きまして款19、繰越金。決算額で5億4,221万6,000円。対前年比で237.9%の増でございます。

続きまして款20、諸収入でございます。諸収入で項3、貸付金元利収入。2,573万2,000円。対前年比で73.2%の増ということで、地域総合整備資金の償還ということで1,056万2,000円。日穀製粉に貸し付けたお金があるわけですけれども、その償還金が1年間分ということで、増になっております。

続きまして項1、雑入。決算額で1億178万7,000円。対前年比で53.3%の増でございます。主なもので浅麓クリーンセンターの精算金、1,725万3,000円の増ということで、浅麓クリーンセンター、ずっとやっていなかったわけですけれども、この最終の精算がついたということで、精算金でございます。

続きまして款21、町債。決算額で8億5,100万円。対前年比で113.6%の増でございます。まちづくり交付金事業債で3億3,480万円の増、中学校の建設事業債で2億2,300万円の増でございます。

歳入合計で71億9,047万6,000円。対前年比で31.4%の増でございます。

続きまして歳出をお願いいたします。

款2、総務費。項1、総務管理費。決算額6億9,711万8,000円です。対前年比で5.4%の減というものでございます。まず、減債基金の積立金4,940万円の減、それから地域総合整備資金の貸付金2億円の減、それから定額給付金2億2,480万8,000円の増でございます。

続きまして項2、徴税費。決算額2億721万4,000円。109.5%の増ということで、町税還付金9,721万2,000円の増ということで、予納をしていただいてあった町税についての還付が増えた。法人への還付が増えたということで、大幅な増になっております。

続きまして項4、選挙費。決算額1,235万5,000円。対前年比で1,757.9%の増ということで、衆議院選挙、それから町議会議員選挙の増でございます。

続きまして款3、民生費。項1、社会福祉費。決算額で5億7,895万円。対前年比で0.5%の減でございます。社会福祉協議会くらしの資金貸付金の200万円の減。それから佐久広域老人ホーム公債費負担金の150万円の減が主な理由でございます。

それから項2、児童福祉費。決算額4億6,022万6,000円。対前年比3.6%の増ということで、子育て応援特別手当939万6,000円の増等でございます。

続きまして款4、衛生費。項1、保健衛生費。決算額で1億4,050万9,000円。8.3%の減でございます。主なものといたしまして、医療提供体制推進事業補助金の3,000万円の減でございます。

項2、清掃費。決算額で2億6,233万4,000円。1.0%の増ということで、浅麓地域のごみの共同処理事業の補償金で2,800万円の減、それから不燃ごみ等の破砕機の設置工事ということで、1,470万円の増でございます。

続きまして款6、農林水産費。項1、農業費。決算額で7,559万4,000円。対前年比で12.0%の増でございます。コンバイン743万4,000円の増等でございます。

続きまして2の林業費。決算額で1,169万7,000円。対前年比で31.1%の減でございます。これは職員の人件費等で656万9,000円の減が主なもの

でございます。

それから3の農地費。1億9,330万8,000円。32.5%の増です。大きいのはまちづくり交付金事業で3,749万9,000円の増でございます。

それから款7、商工費。項1、商工費。決算額で1億768万6,000円。対前年比で49.5%の増。増減の主な理由ですけれども、プレミアム商品券事業補助金で2,297万4,000円の増、それから工業振興奨励補助金で1,464万5,000円の増でございます。

款8、土木費。項1、土木管理費3,407万4,000円。対前年比で27.8%の増でございます。主な理由といたしまして、職員の人件費で1,038万9,000円の増でございます。

それから款2、道路橋梁費。5億8,688万9,000円。対前年比349.5%の増でございます。主な理由はまちづくり交付金で4億1,784万5,000円の増でございます。

続きまして款4の都市計画費。2億5,687万4,000円。対前年比で56.8%の増でございます。主な理由で、公共下水道事業の特別会計への繰出金が9,104万6,000円増になっております。

次の4ページをお願いいたします。

款9、消防費。項1、消防費。決算額2億6,162万9,000円。対前年比で3.4%の減ということで、発電機の設置工事で829万5,000円の減が主な理由でございます。

款10、教育費。項1、教育総務費。決算額で8億3,758万1,000円の増でございます。対前年比で575%の増。中学校建設事業7億1,204万4,000円の増ということで、中学校の建て替え事業が始まったということで教育総務費が増えております。

項2、小学校費。決算額で2億2,406万8,000円。64%の増でございます。主な増ですけれども、小学校の太陽光発電システムの設置工事6,037万5,000円の増等で、国の経済対策等の備品等の購入も合わせまして、増になっているというものでございます。

それから項3、中学校費。決算額で7,765万7,000円でございます。対前年比で53.6%の減でございます。中学校の建て替えが始まったということで

ございまして、基金の積立を行わなかったということで、9,790万円の基金積立がないということで、減になりました。

それから項4、社会教育費。1億3,718万8,000円。対前年比で3.8%の増でございます。図書館コンピュータシステムで1,085万7,000円の増でございます。

それから項5、保健体育費。決算額で9,618万9,000円。対前年比で107.7%の増ということで、主なもので社会体育施設利用増進工事4,435万円の増ということで、町民広場等のフェンスの工事、それから芝生、それからテニスコート等でございます。

続きまして款11、災害復旧費でございます。災害復旧費につきましては、災害が少なかったということでございまして、減になっております。

それから款12、公債費。決算額で13億2,850万3,000円。51.6%の増ということで、先ほど申し上げましたけれども、繰上償還で4億5,387万円の増というものでございます。

歳出合計で67億1,206万1,000円。対前年比で36.2%の増でございます。

続きまして決算書の、もう一度、申しわけございません。こちらの方の厚い方の決算書の200ページをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

実質収支に関する調書ということで、一般会計、単位は千円でございます。

歳入総額で71億9,047万6,000円。歳出総額で67億1,206万1,000円。歳入歳出差引額で4億7,841万5,000円。それで4の翌年度へ繰り越すべき財源ということで、(2)の繰越明許費繰越額、5,370万8,000円。それで実質収支ということで、これを差し引きました4億2,470万7,000円。それで6の実質収支のうち地方自治法233条の2の規定による基金の繰入金ということで、2億2,000万円ということで、地方自治法の233条の2と、それから地方財政法の7条の規定によりまして2億2,000万円を基金に積みさせていただきました。これが一般会計の実質収支に関する調書でございます。詳細につきましては、406ページ以降の決算に関する説明資料に詳細がありますので、ご覧をいただきたいと思っております。

それでは説明は以上です。よろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（11番 市村千恵子君 登壇）

○11番（市村千恵子君） 11番 市村千恵子です。

2点ほどお聞きいたします。

決算認定の117ページですけれども、117ページの清掃費、そして不燃ごみ等の破碎処理設置費1,470万円とあるわけですが、以前の説明の中で、この不燃ごみ破碎機を設置して、減量化を図っていくというお話でありました。設置したのが多分昨年7月、8月、だから実際、運用してまだ日はないと思うんですけれども、この導入したことによって、どのくらいのその効果というものがあつたのか、その点についてお願いいたします。

それともう1点、続けて、135ページになります。商工費ですけれども、135ページの備考の方で言えば、中程のプレミアム商品券の事業補助金ということで、2,297万3,800円が支出されたわけです。これは緊急経済対策という中で、消費喚起を促すということと、それから商店街の営業というか、をやはり喚起していくということで、7月12日と11月15日の2回行われたものですが、2回目の行われたその実績と、それからその経済効果としてはどのようなものが上がっているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） それでは、今の不燃ごみ等破碎機設置工事の効果についてお答えいたします。

破碎機につきましては、単体のプラスチックやポリタンク、ポリバケツ等を21年の8月より稼働させまして破碎して埋立を行っております。捨てるごみによりまして、容積は大分異なりますけれども、一般的に3分の1以下に減容されてございます。なお、井戸沢処分場の埋立容積については、測量調査を毎年実施してございません。今のところ、5年に1度実施しておりますので、前回、平成21年度に実施しております。そのため、まことに申しわけございませんけれども、現段階で参

考となるその数値データを把握してございません。よろしくお願ひいたします。

○議長（柳澤 治君） 武者産業経済課長。

（産業経済課長 武者建一郎君 登壇）

○産業経済課長（武者建一郎君） それでは、プレミアム商品券の発行事業について、ご説明を申し上げます。

プレミアム商品券は、町商工会が発行主体となりまして、20%のプレミアムがついた商品券を第1弾、第2弾と、それぞれ6,000万円ずつ、計1億2,000万円を発行しました。商品券の発行は、直接町民の生活支援につながることから、広く町民へ行き渡るよう、1人当たりの購入額を上限5万円に設定をいたしました。町では、町民の生活支援と商工業の活性化を目的に、2,300万円の補助金を交付いたしました。

実績ですが、第1弾と第2弾で2,175人が購入し、そのうち2,043人が町民で、全体の94%を占めております。その他は町外者で、132人、6%となっております。広く町民に行き渡ることができたと思っております。また、事業実施にあたり、商工会への新規加入者が14件あり、商工業者の活性化にも貢献できました。

換金実績でございますが、発行総額1億2,000万円のうち、1億1,975万8,500円、99.8%が換金され、業種別では小売業9,720万2,000円、飲食業844万2,000円。サービス業287万5,000円。建設業361万6,500円、自動車関連業531万9,000円、製造業126万7,500円、その他として103万6,500円となっております。多岐にわたる業者において、町内での消費拡大につながることをできたと思っております。

また、商工会の全加盟店133店舗のうち、110店舗で換金されております。大型店で使用できる大型併用券の総額は5,000万円で、そのうち3,869万円が大型店で使用され、残りの1,122万6,000円が中小加盟店で使用されております。したがって、利用状況を見ても、大型店へ一挙集中せず、幅広い加盟店での商業振興を図ることができました。

近年の購買状況は、町内では14.1%と、町外に85.9%の滞留、滞留といえますか、町内での購買が落ち込んでいるところでございます。消費者が品揃えが豊富で駐車場を兼ね備えた集客力のある大型専門店に流れる傾向にあります。その

ような状況の中で、町内の店舗で1億2,000万円弱の現金が動いたということについては、経済効果があったものと判断しております。商工会、それから商工業者の方からも、今回のプレミアムについて実施してもらって良かったという声がたくさん届いております。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 市村千恵子議員。

○11番（市村千恵子君） 井戸沢のどの程度の減容されたかというのは、量を計っていないということなので、まだちょっと厳密な部分はわからないということでありましてけれども、その嵩が3分の1に大きく減るということは、非常に期待できるのではないかなと思うんですが、今後、その井戸沢のその量を計る計画というのは、いつごろを予定しているのか、その点と、そのプレミアム商品券については、非常に経済効果が上がったという中で、これをまた続けていく考えというのはあるんでしょうか。その点について。

○議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

先ほど、5年に1度行っているということでご説明いたしました。前は21年の3月に行ってございます。ですので、今までどおり5年に1度ということになりますと、平成25年度の予定となろうと思います。ですが、その平成25年度につきましては、平成21年8月から稼動していますので、正式なデータとはならないかなとも思います。その後はその次の年度、平成30年度という形になりますので、ここになりますと、25年度と平成20年度の資料と平成30年度の資料を比べられますので、明確にわかるかなというふうには思っております。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 武者産業経済課長。

○産業経済課長（武者建一郎君） プレミアムの商品券の発行事業につきましては、今後検討してまいります。

○議長（柳澤 治君） 市村千恵子議員。

○11番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

町長の招集あいさつ、議案の総括説明等も含めて、町長の所見、お考えをお聞かせください。まず、本年度決算を見させていただきますと、4億何千万円余の実質収支、その中から法律で積み立てるべきお金ということで、2億2,000万円。来年度への繰越が2億400万円ほどになるわけでございますけれども、そこで町長のお考えをお聞きするわけであります。

町長、議員当時において、基金積立、あるいはいろいろなものについて、なぜこんなに積み立てなければいけないんですかと、なぜこんなに、こういうふうにしななければいけないんですかと。強いて言えば、住民の皆さんについては、お金を積んでくれということで税金を払っているわけではないんです。住民のためにお金を使ってくださいということで、町長は議員当時、十分に自分の考えを述べてきたと思うわけですが、この決算について町長はどう評価をしたかお聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えしたいと思います。

今回、基金といいますか、こうした決算になりましたのは、何かの必要な事業をやらなかったとかそういうことではなくて、予算の総額から見ていただいてもわかりますように、この年度については以前よりはるかに多くの事業をやっています。そして、そのための職員体制も整えて、中学校の建設あるいはまちづくり交付金事業、その他、この不況のもとでの経済対策などをやってきております。ですから、今までより以上に、いろいろな事業をやってきたと思っています。

ただ、その中で私どもが国からの補助金でありますとか、その他の非常に有利な、例えば中学校建設などでも、今まで以上の補助金を受けることができたということで、本来でありますと、一般会計から使ってお金を支出しなければならなかったものが、そうした国の有利な補助金などを使うことによりまして、一般会計からのその分の支出をする必要がなかったという事態が生まれました。これは非常に町としては、国のいろいろな対策の中で、非常にラッキーといいますか、非常にいい機会にこうした事業ができたと思っています。そうしたことによって生まれたお金につきましては、必要なものについて、当然、まだ町の借入金、町債については、今の借入ですと、かなり利率が下がっていますけれども、まだ高いものもあります。ですから、こうしたものについては、翌年度の借金返しといいますか、後年度の負

担を少なくするという意味で、そうしたところに回していきたいということでありまして、私どもが今回のこの決算につきましては、十分町民益に適う事業ができたと思っておりますし、将来的な御代田町の安定的な運営にとっても大きく寄与できたと、このように思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） 当然、そのとおりのご答弁はいただけると、このように思ったわけでございますけれども、町長のあげ足を取るわけではございませんが、必要な事業は行った、やっていないんですよ、町長。国保の減額なんです。何でこの決算に国保減額がのって来ないんですか。もう町長の任期、あとわずか、この決算にのってこなければ、町民にお約束をした1世帯1万円の減額します、このお約束ができないんですよ。町長任期中にできましたという決算報告ができないんです。その事業は必要な事業ではないんですか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えしたいと思います。

国保税の問題については、武井議員さんから何回かご質問いただいております、前回の議会のときに、次の議会、つまり9月議会には町の方向性をお示しをしたいということで答弁をさせていただいておりますので、決算の内容とは異なりますけれども、今ご質問いただきました内容について、この間、町としてこの国保税についてさまざまな角度から検討を重ねてまいりましたことについて、説明をさせていただきたいと思います。その前に議長にお願いしたいんですけれども、説明のための資料の配付を許可をいただきたいと思います、よろしくお願いたします。

○議長（柳澤 治君） はい、では、資料を配ってください。

（資料配付）

はい、どうぞ。

○町長（茂木祐司君） それでは、お答えをさせていただきます。

国保税につきましては、この間、さまざまな角度から検討を重ねてまいりました。本日、結論として申し上げさせていただきますけれども、来年度からの対応策としまして、一般会計予算からの繰入によって、国保加入者の負担軽減等国保会計の安定化を図るよう対応してまいりたいと、このような結論に至っております。

その理由と根拠について、ご説明を申し上げます。

お配りしました資料によって、説明をさせていただきたいと思えます。

この間の御代田町の医療費の総額を示す保険給付費の増大は、平成18～19年度が約4,000万円の増、平成19～20年度が約2,000万円の増であったものが、平成20～21年度にかけましては6,000万円もの急増となり、3年間で1億2,000万円が増加をしています。特に20年度と21年度の近隣市町の状況を見ますと、御代田町に限らず、佐久市、小諸市、軽井沢町、立科町でも大幅な伸びを示しております。比較のため、医療費の総額でなく、1人当たりの診療費で申し上げます。グラフのところになっております。これで見ますと、当町は15万4,467円から17万8,165円で、15.3%の増。佐久市が15万177円から18万2,788円で、21.7%の増。小諸市が15万3,228円から18万9,758円で、23.8%の増。軽井沢町が15万4,617円から19万2,495円で、24.5%の増。立科町が15万431円から18万2,622円で、21.4%の増と。ここにきて医療費は一挙に跳ね上がってきているのをご覧いただけたらと思います。こうした医療費の異常な増加に加え、不況の影響で、国保税の収納率の低下も発生しております。20年度の収納率90.91%に対しまして、21年度は89.1%と、1.8ポイント低下したことによる減収に加えて、県補助金、共同事業交付金等各種補助金の減少などにより、平成21年度の国保特別会計の単年度収支は、約5,000万円の赤字となりました。本来、今日のようなデフレ不況や医療費の大幅な増加、国保税の減収という事態がなければ、一般会計からの一定の金額の繰入によって、国保税は引き下げることができません。しかし、医療費は高齢化の伸展等により、今後も伸び続けることが予想され、国保加入者の所得の減少などに伴う税収の落ち込みなどを考慮したとき、今ここで国保税を引き下げるとは国保特別会計の破綻を招きかねないと判断するに至り、将来に向けて継続可能な国保のあり方について検討を重ねた結果、来年度からの対応策としまして、一般会計予算からの繰入によって、国保加入者の負担軽減と国保会計の安定化を図るよう対応するという結論に至りました。

また、次の2枚目を見ていただければわかりますけれども、全国の1,788の保険者中、法定外繰入、つまり一般会計からの繰入など、法定外の繰入をしている保険者は1,223で、全体の68.5%、つまり3分の2が法定外の繰入を実施して、国保会計を維持していることもわかっております。ちなみに、この法定外繰

入と申しますのは、平たく言えば保険給付費の増大などに伴う赤字補てん的な繰入を言います。

以上、私どもとして、この間、検討してまいりました結論を申し上げさせていた
だきまして、お答えとさせていただきます。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） ちょっと議長、許可をください。この状況について、いつご報告
なり、議会の方へ申し上げようと考えていたかをお聞かせください。

これ、私が質問は上げてございませんでしたので、いつの時点でこの説明をする
予定でいたかをお聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） この件につきましては、事前に議長とも相談をさせていただきま
して、それで私どもとして、例えば全協でという、どうするのかという、前回の議
会のお約束がありますので、その相談した中で、これは1人の議員の方のご質問だ
ということであって、議会全体の質問ではないということがありましたので、今回
の中でご質問をいただいたときに、それに対して答弁をすれば良いということで、
議長ともご相談をさせていただきました。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） はい、終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

（午後12時02分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（柳澤 治君） 日程第10 議案第69号 平成21年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の14ページをお願いいたします。

議案第69号 平成21年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明を申し上げます。

決算書の322ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書款項別集計表です。

歳入。款1、財産収入。項1、財産運用収入。収入済額868万680円。内容ですけれども、ハートピアみよたを町に貸しているということで700万円。それから雪窓保育園に駐車場として貸しているところが200万円等でございます。

続きまして項2、財産売り払い収入。収入済額470万円。雪窓湖、雪窓公園あるわけですけれども、その南側のところで財産区の所有地がございまして、それを町に売却をいたしました。その金額でございます。

それから款3、繰越金。項1、繰越金。収入済額67万950円ということで、前年度の繰越でございます。

歳入合計で1,451万630円でございます。

次の324ページ、325ページをお願いいたします。

歳出です。款1、総務費。項1、総務管理費。支出済額1,349万4,247円です。主な内容ですけれども、財産区有地の管理委託料ということで、御代田地区8区×50万円ということで、400万円です。

それから財産区有林の下刈りの委託というところで、8老人クラブに80万円で640万円となります。

支出済額の歳出の合計が1,349万4,247円です。

次のページをお願いいたします。326ページです。平成22年8月27日同意、御代田財産区管理会会長 柳澤忠良ということで、8月23日の日に管理会で決算の内容について同意をいただいております。

332ページをお願いいたします。実質収支に関する調書であります。

歳入総額1,405万1,000円。歳出総額1,349万4,000円。歳入歳出の差引額55万7,000円。実質収支額55万7,000円でございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第11 議案第70号 平成21年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（柳澤 治君） 日程第11 議案第70号 平成21年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは、議案書の15ページをお願いいたします。

議案第70号 平成21年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明を申し上げます。

決算書の214ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書款項別集計表。歳入でございます。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。収入済額48万5,087円。主な内容ですけれども、財政調整基金の利子といたしまして、46万4,152円です。

続きまして款2、繰入金。項1、基金繰入金。収入済額260万円。財政調整基金からの繰入でございます。

款2、繰越金。項1、繰越金。収入済額61万4,943円です。前年度からの繰越金でございます。

歳入合計で収入済額370万30円でございます。

次のページをお願いいたします。216、217ページをお願いいたします。続きまして歳出です。

款1、総務費。項1、総務管理費。支出済額で342万1,570円です。主な内容ですけれども、林野管理委託料で186万8,000円。それから基金への積立金で40万円でございます。

歳出合計の支出済額で342万1,570円です。

次のページをお願いいたします。平成22年8月25日同意、小沼地区財産管理委員会委員長 金澤 正ということで、管理委員会の方で同意をいただいております。

224ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。単位は千円でございます。

歳入総額370万円。歳出総額342万1,000円。歳入歳出の差引額27万8,000円。実質収支の額27万8,000円でございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第12 議案第71号 平成21年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第12 議案第71号 平成21年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の16ページをお願いいたします。

議案第71号 平成21年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出

決算の認定についてでございます。

決算書の226ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書款項別集計表でございます。歳入でございます。

款1、国民健康保険税。項1、国民健康保険税。収入済額3億9,323万9,539円。不納欠損額が985万2,500円でございます。昨年に比べまして1,068万円余の減でございます。それから不納欠損につきましては、昨年に比べて236万円余の増でございます。平成20年度が92件ございましたけれども、21年度は103件、不納欠損処理をさせていただきました。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料。収入済額28万900円。これは督促手数料でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。収入済額2億9,059万3,842円。これは療養給付費、介護給付費等に係る国の負担分でございます。

項2、国庫補助金。収入済額8,662万4,868円ということで、これは調整交付金等でございます。今年度は特別調整交付金が720万円ほど含まれてございます。

款4、療養給付費交付金。項1、療養給付費交付金でございます。収入済額が4,777万2,840円。これは退職者医療の交付金でございます。社会保険の支払基金からの交付でございます。

款5、前期高齢者交付金。項1、前期高齢者交付金。収入済額2億1,312万1,227円ということで、これは65歳から74歳の方々が国保に加入してきたことに伴う各健保からの交付でございます。

款6、県支出金。項1、県負担金。収入済額717万9,879円。これは高額医療、それから共同事業負担金でございます。

それから項2、県補助金。収入済額5,539万9,000円。財政調整交付金でございます。

款8、共同事業交付金。項1、共同事業交付金。収入済額が1億5,426万7,438円。これにつきましては、1件80万円以上の高額医療共同事業、それから30万円超80万円未満の共同事業のそれぞれ交付金でございます。

款9、財産収入。項1、財産運用収入。収入済額26万6,280円。これは基金の利子等でございます。

款10、繰入金。項1、他会計繰入金。収入済額が6,644万6,000円。一般会計繰入金と基盤安定繰入金でございます。

款11、繰越金。項1、繰越金。収入済額1億1,285万4,966円。前年度からの繰越でございます。

款12、諸収入。項1、延滞金加算金及び過料。収入済額229万2,116円。延滞金でございます。

項3、受託事業収入でございますが、25万4,000円の収入済額でございます。特定健診の受託ということで、受診者負担金、1人当たり2,000円でございます。

それから項4、雑入。収入済額668万4,455円。これは第三者納付金と老健の拠出金等でございます。

歳入合計の収入済額が14億3,727万7,350円でございます。

次の228ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。498万3,777円の支出済額でございます。需用費、電算委託料等一般管理に要する経費でございます。

項2、徴税费。支出済額327万1,724円。賦課徴収経費であります。

項3、運営協議会費。支出済額3万6,000円でございます。これは委員報酬でございます。

款2、保険給付費。項1、療養諸費。支出済額7億8,997万3,995円でございます。療養給付費、療養費等でございますが、対前年で6,000万円弱増加をしております。

項2、高額療養費。支出済額9,545万8,736円。高額療養費に対する給付でございます。

項3、出産育児一時金。支出済額742万1,050円。出産に対する補助でございます。38万円の方14名、それから42万円になってからの方が5名で、計19名であります。

項4、葬祭諸費。支出済額59万円でございます。これも2万円の途中で額の切替がございまして、2万円の方が7名、3万円の方が15名で、計22名分であります。

款3、後期高齢者支援金等。項1、後期高齢者支援金等でございます。1億

9, 648万787円でございます。

款4、前期高齢者納付金。項1、前期高齢者納付金。55万8,672円。これは前期高齢者への国保の負担金でございます。

それから款5、老人保健拠出金。項1、老人保健拠出金。1万4,172円。老人保健への拠出金であります。

款6、介護納付金。項1、介護納付金。7,852万416円。介護の2号被保険者の介護保険料分でございます。

款7、共同事業拠出金。項1、共同事業拠出金。1億6,303万5,513円でございます。高額の共同事業と共同安定化事業分でございます。

款8、保健事業。項1、特定健診等事業費。736万4,411円。特定健診に要した経費でございます。

項2、保健事業費。1,086万2,991円。人間ドック補助金等であります。

款9、基金積立金。項1、基金積立金。30万円で、利子相当分を積み立てたものでございます。

款10、公債費は支出ございません。

款11、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金。1,693万5,129円でございます。予備費からの充当もございませんで、歳出合計、13億7,580万7,373円でございます。

254ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。単位は千円でございます。

歳入総額14億3,727万7,000円。歳出総額が13億7,580万7,000円。歳入歳出差引額が6,146万9,000円。実質収支が6,146万9,000円というものであります。

以上であります。よろしくご審議のうえ、認定を賜りますようお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第13 議案第72号 平成21年度御代田町老人保健医療

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（柳澤 治君） 日程第13 議案第72号 平成21年度御代田町老人保健医療
特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

議案第72号 平成21年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算書の
認定についてでございます。

決算書の256ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出決算書款項別集計表でございます。

ご存じのとおり、本医療制度につきましては、後期高齢者医療制度への移行に伴
い、19年度で既に終了してございます。現在は請求遅れ分の精算のみを行って
おります。

歳入でございます。款1、支払基金交付金。項1、支払基金交付金。収入済額2
万1,000円でございます。給付費の53%にあたるものでございます。

款2、国庫支出金。項1、国庫支出金。収入済額568万1,814円ござい
ます。給付費の29%での国負担分でございます。これは精算の遅れ分というこ
とで、今年になって入ってきたものであります。

それから款3、県支出金。項1、県負担金。4,767円。これは給付費の8%
でございます。

款5、繰越金。項1、繰越金。9万8,696円。これは前年度からの繰越で
ございます。

歳入合計で580万6,277円でございます。

次の258ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。9万630円でございます。需用費等一般の
経費であります。

款 2、医療諸費。項 1、医療諸費。4 万 2, 4 8 9 円でございます。請求遅れ分の医療費でございます。

款 3、諸支出金。項 1、償還金。支出済額 9 3 万 1, 1 3 3 円。これは支払基金への精算による返還でございます。

項 2、繰出金。4 7 3 万 7, 0 0 0 円でございます。国の精算遅れ分によって一般会計で立替払いのような形をしていたものを戻入するものでございます。

歳出合計、5 8 0 万 1, 2 5 2 円というものでございます。

次に 2 6 6 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。単位は千円でございます。

歳入総額が 5 8 0 万 6, 0 0 0 円。歳出総額が 5 8 0 万 1, 0 0 0 円。歳入歳出差引額が 5, 0 0 0 円で、実質収支額が 5, 0 0 0 円というものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくご審議のうえ、認定賜りますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 1 4 議案第 7 3 号 平成 2 1 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 1 4 議案第 7 3 号 平成 2 1 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） 議案書の 1 8 ページをお願いいたします。

議案第 7 3 号 平成 2 1 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の334ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出決算書款項別集計表でございます。歳入でございます。

款1、保険料。項1、介護保険料。1億6,007万6,000円でございます。昨年に比べて618万円余りの減額でございます。これの徴収率でございますが、現年度が平成20年は98.46でございます。21年は98.63と、わずかに0.17%ですけれども、現年におきましては昨年より徴収率を上げることができております。全体としては21年度の95.01%に対して94.67%ということで、全体では0.34%の減という状況になってございます。

それから不納欠損額が121万9,926円でございます。これは平成14年から19年にかけての21件を不納欠損処分させていただきました。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金。91万500円。これは特定高齢者の予防事業の負担金で、この事業に参加されている方はおおむね60名でございます。

款3、使用料及び手数料。項1、手数料。3万4,300円でございます。これは督促料でございます。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金。1億5,006万2,000円でございます。これは介護給付費に係る国からの負担でございます。施設の関係が15%、在宅が20%でございます。それから項2、国庫補助金。収入済額6,011万2,666円。主に調整交付金と介護サポーター養成事業の補助金であります。

款5、支払基金交付金。項1、支払基金交付金。2億4,966万1,000円でございます。これは介護給付費の31%相当額であります。

款6、県支出金。項1、県負担金。1億2,081万3,471円。介護給付費の県負担分ということで、施設については17.5%、在宅については12.5%でございます。

項3、県補助金。424万7,833円。介護予防費の12.5%部分でございます。

それから款7、財産収入。項1、財産運用収入。4万5,492円でございます。これは基金利子でございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。1億2,033万2,000円。給付費と予防費の12.5%、町負担分と事務費の繰入等であります。

それから項2、基金繰入金。263万2,000円。介護従事者処遇改善基金か

らの繰入でございます。

款 9、繰越金。項 1、繰越金。1, 809 万 501 円。前年度からの繰越であります。

款 10、諸収入。項 1、延滞金。4 万 7, 740 円。

項 2、サービス収入。306 万 3, 660 円。予防プラン作成にかかる収入であります。

項 3、雑入。収入済額が 128 万 125 円。これは第三者納付金であります。

歳入合計の収入済額が 8 億 9, 140 万 9, 288 円でございます。

次の 336 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務費。1, 337 万 4, 695 円でございます。総務賦課徴収費。認定調査等の経費であります。

款 2、保険給付費。項 1、保険給付費。8 億 2, 185 万 8, 743 円でございます。これは介護サービス、予防サービスの給付費でございます。昨年に比べまして 2, 200 万円余の増額でございます。2.75%の増加であります。

款 4、地域支援事業費。項 1、介護予防事業費。支出済額が 1, 387 万 3, 313 円。特定高齢者施策の経費であります。

項 2、包括的支援事業任意事業費ということで、1, 684 万 9, 541 円でございます。これは地域包括支援センターの経費が主なものでございます。

款 5、基金積立金。項 1、基金積立金。5 万 3, 992 円。これは利子相当分の積立でございます。

款 6、諸支出金。項 1、諸支出金。696 万 5, 941 円でございます。これは国支払基金の交付金の精算による返還分でございます。

予備費については充当ございません。

それから款 9、生活支援サポーター養成事業費ということで、項 1、同じ名前でございまして、支出済額が 188 万 3, 413 円でございます。昨年度初めて国の 100%補助を得て行いました新規事業の経費であります。

歳出合計が 8 億 7, 485 万 9, 638 円でございます。

次に、360 ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。単位は千円でございます。

歳入総額、8 億 9, 140 万 9, 000 円。歳出総額が 8 億 7, 485 万 9, 000

円。歳入歳出差引額が1,654万9,000円。実質収支額が1,654万9,000円でございます。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、認定を賜りますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第15 議案第74号 平成21年度御代田町後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第15 議案第74号 平成21年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

議案第74号 平成21年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の386ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出決算書款項別集計表でございます。歳入。

款1、後期高齢者医療保険料。項1、後期高齢者医療保険料。6,406万1,100円。これが75歳以上の被保険者の保険料でございます。収納率は99.25%でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料。4万7,100円。これは督促料であります。

それから款4、繰入金。項1、一般会計繰入金。2,469万3,000円でございます。これは事務費、それから基盤安定、それから人間ドック補助金に対する

繰入でございます。

款5、繰越金。項1、繰越金。126万8,440円。前年度からの繰越であります。

款6、諸収入。項1、延滞金加算金及び過料でございますが、2万7,900円でございます。これは延滞金でございます。

それから項2、償還金及び還付加算金でございますが、これは歳入はございません。

項5、雑入。収入済額が134万5,318円。これは特別調整交付金をこちらで受けてございます。

歳入合計が9,144万2,858円ということでございます。

次の388ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。支出済額が189万1,186円。これは旅費、需用費等一般経費であります。

項2、徴収費。支出済額38万9,803円。これは賦課徴収経費であります。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金。項1も同じでございます。支出済額8,643万8,202円でございます。広域連合への納付金であります。

款3、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金。支出はありません。

款4、保健事業費。項1、健診事業費。73万9,566円。健診委託料127名分でございます。

項2、保健事業費。支出済額69万円。人間ドック補助金の関係で38名分でございます。

歳出合計が9,014万8,757円でございます。

次に400ページをお開きください。

実質収支に関する調書。単位は千円でございます。

歳入総額が9,144万2,000円。歳出総額が9,014万8,000円。歳入歳出差引額が129万4,000円でございます。実質収支も同額の129万4,000円でございます。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、認定を賜りますようお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第16 議案第75号 平成21年度御代田町住宅新築資金等貸付

事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第16 議案第75号 平成21年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは議案書の20ページをお開き願いたいと思います。

議案第75号 平成21年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

決算書の202ページをご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

歳入からご説明申し上げます。

款1、繰入金。項1、一般会計繰入金。収入済額1,048万5,000円でございます。これにつきましては、公債費の不足分を一般会計から繰り入れる形で借用しているというものでございます。

次に款2、繰越金。項1、繰越金。収入済額30万1,080円。前年度からの繰越金でございます。

次に款3、諸収入。項1、貸付金元利収入。収入済額717万1,173円。これにつきましては、貸付金の元利収入でありまして、現年分22件、669万2,919円。過年度分7件で47万8,254円でございます。収入未済額は1億1,598万1,218円となっております。町長自ら個別訪問等を行っておりまして、返済執行上の取り組みを行っているところでございますけれども、なかなか思うようにいかないということでございます。

それから項2の延滞金及び加算金につきましては、4,400円で延滞金でござ

います。

次に、款４、県支出金。項１、県補助金ですが、２８万２，０００円でありまして住宅新築資金等貸付助成事業ということで、償還事務に係わる経費の４分の３、県から補助されているということでございます。

続きまして歳出、２０４ページをお願いいたします。

款１、土木費。項１、住宅費。支出済額３８万１，４１５円。消耗品、通信一般費、事務機借り上げ等の経費でございます。

次に款２、公債費。項１、公債費で１，７８５万１，０２２円でございます。これにつきましては、新築１９件、改築が３件、宅地が２４件、計４６件の償還金でございます。

なお、償還の最終は、平成３１年度をもってすべて終了するという予定にはなっております。

続きまして２１２ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、１，８２４万３，０００円。歳出総額、１，８２３万２，０００円。歳入歳出差引額１万１，０００円で実質収支額１万１，０００円でございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第１７ 議案第７６号 平成２１年度御代田町簡易水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第１７ 議案第７６号 平成２１年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書 21 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 76 号 平成 21 年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算書で 286 ページをお願いいたします。歳入からご説明申し上げます。

款 1、使用料及び手数料。項 1、使用料。収入済額 7, 164 万 2, 758 円でございます。徴収率、現年分で 97. 75%、0. 37 ポイントの増。それから過年度分 36. 72%で 8. 58 ポイントの増でございました。収入未済額でございますが、418 万 1, 830 円でございます。これは給水停止等をもって回収に努めてきているところでございます。

それから項 2 の手数料でございますが、79 万 1, 400 円で、給水工事及び閉開栓等に伴うものでございます。

次に款 2、分担金及び負担金。項 1、負担金。収入済額 340 万 2, 000 円で、新規加入金等でございます。

次に款 3、財産収入。項 1、財産運用収入。収入済額 140 万 7, 122 円。これは基金の利子でございます。

次に款 4、繰入金。項 1、他会計繰入金。311 万 4, 314 円であります。消火栓の管理料として、一般会計からの繰入と小沼簡水から浅麓受水分の案分ということで、繰り入れてございます。

次に款 5 の繰越金ですが、1, 683 万 8, 445 円。前年度からの繰越金でございます。

次に款 6、諸収入。項 1、延滞金及び過料。収入済額 9 万 3, 338 円で、延滞金でございます。

項 2 の雑入につきましては、7 万 6, 800 円。金抜設計手数料でございます。

続きまして 288 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、経営管理費。項 1、総務費。支出済額 3, 484 万 2, 520 円。浅麓水道からの受水費、それから消耗品等需用費でございます。

項 2、施設管理費。支出済額 834 万 7, 727 円で修繕費、それから検針委託、水質検査料等でございます。

次に款 2、建設改良費。項 1、建設改良事業費で 895 万 6, 500 円ござい

ます。これにつきましては、長坂第二配水池系の配水管の布設替えが主なものとなっております。

次に款 3、繰出金。項 1、他会計繰出金。支出済額 1, 1 2 3 万 7, 0 0 0 円で、小沼簡水への共通経費案分による繰出でございます。

次に款 4、諸支出金でございますが、3, 0 9 0 万円。基金の積立を行ったものでございまして、ちなみに、現在、基金の残高は 2 億 3, 6 1 0 万 9, 0 0 0 円となっております。

次の予備費については、支出はございませんでした。

続きまして 3 0 0 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額 9, 7 3 6 万 6, 0 0 0 円。歳出総額 9, 4 2 8 万 3, 0 0 0 円。歳入歳出差引額 3 0 8 万 2, 0 0 0 円。実質収支額 3 0 8 万 2, 0 0 0 円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 1 8 議案第 7 7 号 平成 2 1 年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 1 8 議案第 7 7 号 平成 2 1 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の 2 2 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 7 7 号 平成 2 1 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

決算書で268ページをお願いいたします。

歳入からご説明を申し上げます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。収入済額8,895万828円でございまして、徴収率は現年分で96.73%、0.47ポイントの増になっております。それから、過年度分で21.63%で、1.26ポイントの増ということでございます。収入未済額でございますが、967万4,004円でございます。これも給水停止をもって回収に努めてきているところではございます。

それから項2の手数料でございますが、111万4,900円で給水工事及び閉開栓等に伴うものでございます。

次に款2、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額621万6,000円で、新規加入金でございます。

次に款3、財産収入。項1、財産運用収入。収入済額253万7,187円。これは基金の利子でございます。

次に款4、繰入金。項1、他会計繰入金。1,312万4,000円であります。消火栓管理料としての一般会計からと、御代田簡水からの共通経費案分に伴うものでございます。

次に款5の繰越金ですが、2,290万3,096円。前年度からの繰越金でございます。

次に、款6、諸収入。項1、延滞金及び過料。収入済額15万8,519円で、延滞金でございます。

項2の雑入は1万2,200円で、金抜設計書の作成経費ということでございます。

続きまして270ページ、お願いをいたします。

歳出でございますが、款1、経営管理費。項1、総務費。支出済額5,760万789円。借入償還、人件費、一般事務費等でございます。

項2、施設管理費。支出済額1,404万8,157円。修繕料それから検針委託、水質検査料等でございます。

次に款2、建設改良費。項1、建設改良事業費で1,746万1,500円でございます。これにつきましては、長坂第一配水池の配水管及び減圧弁の改良工事等でございます。

次に款3、繰出金。項1、他会計繰出金。支出済額162万3,000円で、御代田簡水への浅麓水道受水分でございます。

次に款4、諸支出金でございますが、4,020万円の基金積立を行ったものでございまして、基金の現在高は3億7,702万2,000円となっております。

次の予備費については、支出ございませんでした。

続きまして284ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1億3,501万6,000円。それから歳出総額1億3,093万3,000円。歳入歳出差引額408万3,000円で、実質収支額408万3,000円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第19 議案第78号 平成21年度御代田町公共下水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第19 議案第78号 平成21年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の23ページをお開き願いたいと思います。

議案第78号 平成21年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

決算書で302ページをお願いいたします。歳入からご説明を申し上げます。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額7,849万4,504円でございます。1㎡当たり650円の受益者負担金であります。徴収率は現年分

81.78%、こちらにつきましては8ポイントの減、過年度分6.58%で4.09ポイントの減となっております。管渠整備も終わりとなりまして、新規賦課が減少しております。したがって、額的には前年度の2分の1程度となってきました。

次に款2、使用料及び手数料。項1、使用料。収入済額2億4,480万3,066円でございます。徴収率は、現年分で92.87%、3.39ポイントの減、それから過年度分9.34%で3.64ポイントの減でございます。不納欠損額につきましては180万546円で、執行停止中の時効及び徴収不能な不良債権272件の不納欠損でございます。また、収入未済額は3,897万992円でございます。徴収対策の強化は行っておりますが、給水停止のような物理的な手段がない下水道の使用料の滞納対策というのは、大変難しくなっているという状況でございます。

それから項2の手数料でございますが、25万9,700円で督促手数料でございます。

次に款3、国庫支出金。項1、国庫補助金。収入済額8,430万円で補助率2分の1の管渠工事と、10分の5.5の処理場増設工事に係る補助金でございます。

次に款4、繰入金。項1、他会計繰入金で2億2,418万1,000円。一般会計からの繰入でございます。

次に、款5の繰越金ですが、1,602万3,753円で、前年度からの繰越金でございます。

次に款6、諸収入。項1、延滞金及び過料。収入済額46万4,169円で、延滞金でございます。

項2の雑入につきましては15万1,400円で、金抜設計手数料でございます。

次に款7、町債。収入済額2億2,740万円で、先ほどご説明申し上げました、建設事業に対する起債と、それから資本費平準化債の借入によるものでございます。

続きまして歳出。304ページを、次のページをお願いいたします。

款1、土木費。項1、都市計画費。支出済額4億67万338円。処理場の運転管理と汚泥処理等の維持管理経費、それから施設建設費、人件費、一般事務費等でございます。

次に、款2、公債費で、4億6,858万4,709円でございます。これにつきましては、借入金に対する元利償還金でございます。

次の予備費につきましては、支出ございませんでした。

続きまして320ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額8億7,607万7,000円。歳出総額8億6,925万5,000円で、歳入歳出差引額682万2,000円。実質収支額682万2,000円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第20 議案第79号 平成21年度御代田町農業集落排水事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第20 議案第79号 平成21年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書の24ページをお開き願いたいと思います。

議案第79号 平成21年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

決算書の362ページをお願いいたします。

歳入からご説明申し上げます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。収入済額982万8,000円でございます。徴収率につきましては、100%となっております。

項2の手数は、1,800円で督促手数料でございます。

次に款 2、繰入金。項 1、他会計繰入金で、収入済額 1, 591 万 6, 000 円
でございまして、一般会計からの繰入でございます。

次に款 3 の繰越金ですが、108 万 5, 339 円。前年度からの繰越金でござい
ます。

次に款 4、分担金及び負担金。項 1、分担金。収入済額 2 万 7, 894 円でござ
いまして、維持工事に対する地元負担金、これも工事費の 7%いただいているわけ
ですが、その負担金でございます。

次に款 5、諸収入。項 2、延滞金及び過料。収入済額 1, 100 円で、延滞金で
ございます。

続きまして歳出、364 ページをお願いいたします。

款 1、農林水産業費。項 1、農地費。支出済額 880 万 9, 977 円。処理場の
運転管理、汚泥処理等の維持管理費、維持管理経費でございます。

次に款 2、公債費で 1, 698 万 199 円でございます。これにつきましては、
借入金に対する元利償還金でございます。

次の予備費については支出ございませんでした。

続きまして 372 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございま
す。歳入総額 2, 686 万円。歳出総額 2, 579 万円。歳入歳出差引額 106 万
9, 000 円で、実質収支額 106 万 9, 000 円でございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第 21 議案第 80 号 平成 21 年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（柳澤 治君） 日程第 21 議案第 80 号 平成 21 年度御代田町個別排水処理
施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは、議案書の25ページをお願いいたします。

議案第80号 平成21年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

決算書は374ページでございます。歳入からご説明申し上げます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。収入済額537万9,480円でございます。徴収率は100%でございます。

項2の手数は1,900円で、督促手数料でございます。

次に款3、繰入金。項1、他会計繰入金で収入済額618万3,000円でございます。一般会計からの繰入金でございます。

次に款4の繰越金ですが、16万4,562円。前年度からの繰越金でございます。

次の諸収入につきましては、ございませんでした。

続きまして次ページ、376ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1、衛生費。項1、清掃費。支出済額528万1,032円。111基設置されております合併処理浄化槽の維持管理経費と一般事務費等でございます。

次に款2、公債費で593万8,218円。これにつきましては、借入金に対する元利償還金でございます。

次の予備費につきましては、支出ございませんでした。

続きまして384ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額1,172万8,000円。歳出総額1,121万9,000円。歳入歳出差引額50万9,000円で、実質収支額50万9,000円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(柳澤 治君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、平成21年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を終わります。

監査委員より審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

泉喜久男代表監査委員。

(代表監査委員 泉喜久男君 登壇)

○代表監査委員(泉喜久男君) 監査委員の泉でございます。

監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

私ども監査委員は、地方自治法233条第2項の規定によって、町長より審査に付されました平成21年度御代田町一般会計及び12の特別会計の歳入歳出決算審査を実施いたしました。

決算審査意見書は、お手元の議案書26ページから40ページに記載のとおりでございます。

決算審査意見書は、第1 審査の概要、第2 審査の結果、第3 決算概況、第4 審査についての所見、この4つから構成されております。第3の決算概況につきましては、先ほど来、理事者側より詳細な説明が行われておりますので、この部分は省略させていただき、第1、第2、第4について、報告させていただきますことをご了承ください。

第1に、審査の概要でございます。

まず、平成21年度御代田町歳入歳出決算書の対象は、御代田町一般会計及び12の特別会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿並びに帳票類で、決算事項明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を含んでおります。12の特別会計の詳細は、40ページの別表に記載してございます。

これら審査対象について、第一次的には、事務局により去る8月16日から19日までの間、予備審査を行いました。その後、8月19、20、23、24、25日に、私と議会選出の朝倉監査委員とによる本審査を行いました。この審査にあたりましては、歳入歳出決算書及び同付属書類について、これらの決算書は法令に準

拠して作成されているか、決算書の計数は正確であるか、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか、歳入歳出に関する事務は法令に適合し、適正になされているか、財産の管理は適正になされているか等々の諸点に意を用い、関係諸帳簿及び証書類を視差により照合するとともに、決算資料の提出を求め、関係者の説明をも聴取し、あわせて定期監査及び例月現金出納検査等の結果も考慮して、審査いたしました。

第2は、審査の結果であります。

ただいま申し上げました審査手続の結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算については、次のとおり正確かつ適正であると認めました。

則ち、第1に、決算書等の法令順守と正確性であります。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

第2は、予算及び事務の執行状況です。

予算及び事務の執行並びに財産の管理など、財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類との照合結果も符合しており、いずれも誤りがないものと認められました。

以上が、決算審査の概要と結果についてのご報告であります。

第3の決算概況につきましては、先ほど申し上げた趣旨に従い、省略させていただきます。

次に第4、審査についての所見でございますが、これにつきましては、先般、幹部職員に決算審査の講評を行いました。そこでの監査委員の全般的所見を引用し、審査についての所見に代えさせていただきたく存じます。

なお、監査、検査、審査の過程で、個別の疑問や問題点がありましたが、これについては決算審査の結論に重大な影響を与えるものではありませんでしたので、その都度ご注意申し上げており、更に、講評の場において『塵も積もれば山となる』という諺があることに留意されたい旨を申し添えました。

21年度決算審査の講評に先立ち、私の決算審査講評も4回目となり、今回が任期中の最終講評となりますので、過去3回の決算審査報告のポイントを申し上げます。それは次のとおりであります。

平成18年度では、批判より指導的監査を。契約社会では、事前の手当てが大切である。情報公開と公開制度の意義を理解してもらいたい。仕事は単独でなく、相互協力で行うようにしてもらいたい。

19年度では、法令順守は公務員の責務だということを自覚してほしい。それから、普段財産管理については、自分の財産のつもりで町有財産を管理してほしい。当時、財政健全化法が始まりましたので、財政健全化法への対応についても考慮してほしい。それから町の会計はいわゆる収支計算の単式簿記が基本ですけれども、これからの法会計制度には、複式簿記的感覚が必要だということを申し添えました。

去年は業務の方で効率的をお願いしたい。実務常識を少し勉強して向上させてもらいたい。それから法感覚も向上するように努めていただきたい。今年度もありましたけれども、不納欠損に対する意識改革を、昨年4番目としてお願いしたところでもあります。

以上の3年間の決算審査講評のポイントを、幹部職員に講評において留意を喚起したところがございます。

それでは、次いで、平成21年度決算審査及び既注の定期監査等を通じての所感を、6項目についてお話ししました。

平成21年度決算審査所感の第1は、監査委員制度の再認識をお願いします。監査委員の設置は、昭和38年までは任意でしたが、現在では必ず置かなければならない執行機関であります。監査委員の監査には、従来から財務監査があり、平成3年の地方自治法改正から行政監査が加わりました。財務監査は現金出納検査のように財務に関する事務の執行を監査するので、会計の監査に限定されるのではと考えられる向きが少なくありません。確かに、過去にあっては、そのような時代もありました。昔の会計業務は、帳票類から帳簿へ記入し、更に他の帳票へ転記し、集計をします。このため、記帳が正確か、転記に誤りはないか、集計の計算ミスはないか等が、大切な監査対象でした。しかし、現在のコンピュータ会計にあっては、かつてのように、いわゆる帳尻をチェックするということは、意味がありません。帳尻が合わないようなソフトは考えられませんし、そのような財務システムを導入していたら、関係者の責任問題ともなります。このため、今日では当初の入力に誤りがないか、入力データの中身は行政監査の面から問題はないかということに、監査の重点が移行しております。したがって、例月出納検査の過程では、毎月の予

算の執行がなされ、その結果の入力データが法令に適合し、適正であるかをチェックいたします。このため、各課の定期監査に関係なく、監査委員の質問や意見の表明がなされることも少なくありません。今月は監査対象でないのに、なぜ問い合わせがあるのかというような疑問を職員各位が抱くことは、現在の監査委員制度に対する認識不足であると言わざるを得ません。したがって、職員各位においては、定期監査、決算審査への認識と対応も大切ですが、それ以前とも言うべき、監査委員制度の趣旨を理解し、日々の業務に取り組んでいただきたい旨を申しました。

なお、総務省では、現行の首長が任命する市町村ごとの監査委員制度から、イギリスの例にならい、広域的な監査委員制度による、より厳正かつ充実した監査を検討しております。この制度が実施された場合には、市町村から見ると今以上に監査への厳格な対応に迫られることになるのではないのでしょうか。

第2は、法令順守です。定期監査等において、条例・規則に抵触する事例を度々申しました。内容的には、重大なものではなく、重箱の隅をつつくようなと感じられた職員も少なくないと思います。しかしながら、公務員の仕事は、法令順守が前提であります。規則もその源は憲法第94条にあり、これを順守しないと、公正執務の根幹が崩れてしまいます。以前も申し上げましたが、監査委員は現行の条例・規則が順守されているか否かを監査しますが、原則として現行の条例・規則そのものの妥当性を指摘する立場にはありません。したがって、努力義務としての規定の定め方でなく、「何々するものとする」と、義務規定として定めてあれば、その順守状況をチェックしなければなりません。いわんや、様式を定めての義務規定では、これを訓示規定と理解することもできません。職員が事務処理を行ううえにおいて、実態に合わず、不都合な規則等があれば、規則に沿って適切に事務が行えるよう、その規則等を検証し、実務との整合性を確保されるよう要望いたしました。

第3は、情報管理です。個人情報保護法の浸透もあり、最近では情報の管理が必要以上に厳しく要請されております。当町にも、一読難解とも言うべき情報管理規定がありますが、ルールは理解され、順守されなければ、意味がありません。規定そのものも重要ですが、現実的な情報管理も不可欠です。最近まで、小中学校には校有パソコンは数えるほどしかなく、現実には教員の皆さんは私用のパソコンを利用していました。新聞等で話題になる情報漏れに係るものの大半が、私用のパソコンによるものや、自宅での業務処理のための記憶媒体によるデータ持ち出しによるも

のであります。情報管理ルールが順守されない現実には、速やかな対応が求められます。自分の回りにも情報漏れの危険因子があるかもしれません。事件が起きてからの事後処理コストは、精神的・経済的にも計り知れないものがあります。ちなみに、何回かの定期監査において、用済みのコピーミス等による用紙の裏紙の活用について、質問いたしました。回答の多くは、裏紙の活用に努めているとのことですが、しかし、庁内全体でも裏紙の利用は年間1万枚にはならないのではないのでしょうか。経費の節約思考は不可欠ですが、裏紙利用による節約費用は、年間1万円に満たないと思います。

ここで、機会利益と機会損失について考えてみてください。機会利益とは、裏紙使用による節約利益のことで、機会損失は裏紙利用による情報漏洩処理コストのことです。最近のような訴訟社会にあつては、情報漏れの対応費用は節約により期待される利益の何十倍、何百倍にもなりかねません。このため、民間企業に限らず、メモ用紙も含めてすべてシュレッダー処理をしているところも少なくありません。環境問題への貢献を主張される方も一部にはおられると思いますが、だからといって、情報漏れがあつた場合に、その責任を宥恕してくれるとは思えません。備品購入コストもかかりますが、適当な時期に全庁的な取り組みをなされんことを要望しました。

第4は、契約の見直しです。昨年度の講評でも、公正執務の一例として4月1日付で契約が昨日満了したので、本日、契約を更新したいとの伺い書があつた旨を述べ、期間満了後に更新はあり得ないと指摘しました。今年の決算審査の過程で、4月1日に契約を締結し、その契約期間は、4月1日から翌年3月31日までとする契約がありました。これはシステムリースの契約でしたが、当該契約担当者は、3月31日を期限とする前年の契約の継続契約として、4月1日の始め、則ち0時からを意図したものです。しかし、単年度主義からこのような契約を締結したものと思われませんが、民法140条の原則によれば、特約のない限り、初日不算入になり、1日の空白が生じてしまいます。年度末には、予算は確定していることが通例であり、民法140条但し書の例により、4月1日を起算日とする契約を事前に締結するか、単年度にこだわらず条例でも認められている地方自治法234条の3の、長期継続契約を締結すべきでありましょう。

同じく、契約に関することですが、契約は必ずしも文書でなくても有効でありま

す。この庁舎裏の敷地及び建物を、小諸北佐久シルバー人材センターに使用貸借による利用を認めているようですが、契約書がないと具体的条件が過去の当事者しかわからず、問題であります。文書第一主義の役所仕事にもかかわらず、それ相当の財産の使用に関する契約内容が明文化されていないというのは、過去の関係者に起因することではあります。早々に改めるべきである旨を申し述べました。

第5は、補助金に関することであります。国は国以外の者に多額の補助金を交付していますが、同様に、わが御代田町も、公益性の面から各方面へ補助金を交付しています。ところで、国の補助金に関する法律に、『補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律』というものがございます。その第3条に、『補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算の定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない』と定めています。ちなみに、担当課の職員は、補助金の交付申請の審査検討に際し、上記法令の趣旨、則ち補助金の原資は、町民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることを十分に認識しつつ、業務を遂行しているのでしょうか。過去の前例、慣例による惰性的な事務処理がなされていることはないでしょうか。監査委員が補助金受給団体の監査を実施する場合に、補助金交付にあたっての町側の指導基準が明確でないと、補助金の用途等に疑念を感じても、限定意見を付することができません。補助金の交付決定にあたっては、予算に計上済みであっても、改めて庁内で慎重にして適切な検討を行い、特に町外の受給団体に対しては、慎重にして適切な指導を行い、事後に当該補助金が適正に使用されたかについても確認すべきである旨を申し添えました。

最後に、資産査定について申し上げたいと思います。

資産査定は、いわゆるビューデリゲンスの一例で、不動産業界で多く用いられる手法ですが、企業再生あるいは企業再建においても、資産査定が行われます。近時では、日産自動車、カネボウ、更にはりそなホールディング等が、企業の中身を厳格に査定することで、新旧経営陣の責任の所在を明確にしたことでもよく知られています。地方公共団体においても、いわゆる財務4票の作成により、バランスシートの作成が要請されております。首長は、財政運営の意思決定にあたり、当然にバランスシートがその基礎となります。このため、そこに計上される数値は、適正な価値を表すものでなくてはなりません。首長が含み損のある状態での数値を信頼し、

行政の計画判断を行うことが、将来的に足もとを掬われることになりかねません。このことは、首長に限らず、事務引き継ぎをする関係者は、形式的な数値の引き継ぎのみならず、その実態についても日頃から意を払い、担任中の真実のデータを後任者へ引き継ぐべきです。このことは、資産に限らず、不作為による隠れた不当な、あるいは疑念のある事務処理についても、同様に注意が払われるべきである旨を要望いたしました。

今回は、以上の6項目について留意するよう、職員への講評で希望しましたが、最後に今後の取り組み姿勢について要望をいたしました。

それは21世紀も10年が経過し、この新しい世紀には新しい事態が生じ、当然に新たな対応が迫られます。新たな対応には、新たな概念が職員各位の前に立ち上がると思えます。ここ数年の地方自治関係の書籍で話題になる行政関係用語には、枚挙に暇がありません。その一例を挙げると、次のようなものがあります。

地方自治の強化、地方分権一括法、新公共経営、公会計制度改革、早期健全化団体、財務4票。当町でも採用しているLGWAN、それから行政コストを計算する手法としてのABC、行政評価システム、民間資金の活用を図るPFE事業総合評価一般入札、経営管理手法であるバランスドスコアカード、構造改革特区、電子自治体等々ある、日常業務に加え、このような新たな制度システム概念に対処しなければならない職員の労苦には、並大抵のものでないことは十分に理解いたします。しかし、町民益に貢献することが行政に携わる者の職務であることから、是非とも諸困難を乗り越えて、漸進的な事務対応をするよう切望しました。

ちなみに、先の通常国会で、ときの財務大臣に消費性向と乗数効果とは何かという質問があり、当該大臣が即答できないことがありました。この様が一般化したのは、マクロ経済学で有名なケインズの著書である雇用・利子及び貨幣の一般理論という、マルクスの資本論同様、著名にして読破されない書物の公刊以後であります。このケインズがその一般理論の序文で、『困難は新しい観念にあるのではなく、心の隅々まで広がっている古い観念からの脱却にある』と結んでおります。是非、職員全員が事なかれ主義や前例踏襲主義という古い観念から脱却する勇気と英知による、もって時代の要請に果敢に挑戦し、町民の期待に更にこたえられることを心よりお願いし、決算審査講評の結びといたしました。

以上、幹部職員への決算審査講評を引用して、監査委員の決算審査所見とさせて

いただきました。

監査委員制度は、議会選出の監査委員のご協力により、監査等の充実を計っております。議員の皆さまにおかれましては、地方自治法で認められている議会の監視的権限による内部牽制を通じての監査委員制度への側面援助をこの機会にお願い申し上げ、私からのお願いを含む、決算審査報告を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（柳澤 治君） 以上で、監査委員からの報告を終わります。

この際、暫時休憩といたします。

（午後 3時00分）

（休 憩）

（午後 3時15分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

――― 日程第22 議案第81号 平成22年度御代田町一般会計補正予算案

について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第22 議案第81号 平成22年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは、議案書の41ページをお願いいたします。

議案第81号 平成22年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ4億902万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ71億3,761万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正による。

それでは、2ページの第1表歳入歳出予算補正について、ご説明を申し上げます。これにつきましては、お手元に資料番号4を用意させてありますので、そちらでご説明をしていきたいと思っておりますので、出させていただきたいと思っております。

まず、歳入ですけれども、款9、地方特例交付金。補正額498万2,000円の増額の補正でございます。

それから款の10、地方交付税。補正額1億6,421万円の補正でございます。普通交付税でございます。増えた理由なんですけれども、基準財政収入額がいわゆる法人税分が減になったと。収入が減ったことによりまして、基準財政需用額から収入額を引いたときにその分が増になるという仕組みになっておりますので、それで減ということになっております。

それから款の14、国庫支出金。項1、国庫負担金。補正額250万円。災害復旧費の負担金でございます。

それから項2、国庫補助金。補正額470万6,000円。主なものでまちづくり交付金で478万1,000円でございます。

3、委託金。85万9,000円の減でございます。参議院議員選挙の委託金で、124万9,000円の減額の補正でございます。

款15、県支出金。項2、県補助金。647万8,000円の増額の補正です。新型インフルエンザのワクチン接種が始まるということで、その補助金291万4,000円。それから緊急雇用創出事業補助金で253万6,000円の増額の補正でございます。

項3、委託料。補正額183万2,000円の増であります。県議会議員の補欠選挙の委託金で193万7,000円の増であります。

続きまして款18、繰入金。項2、基金の繰入金。補正額100万円でございます。御代田中学校の建て替え基金の繰入金の100万円ということで、22年度中のいわゆる光熱水費、水道料それから電気料等、いわゆる通水、通電等によりまして電気料が生じるということで、その関係の補正の増額であります。

それから款19、繰越金。補正額で7,470万7,000円の増額の補正でございます。

続きまして款21、町債。補正額で1億4,910万円の増額の補正でございます。大きなもので臨時財政対策債で1億4,060万円の補正であります。これにつきましては、地方財政計画で地方財源が減になるということで、地方の手当てをしなければならないということで、50%程度の増額をするということで、臨時財政対策債は増えております。

歳入の合計で、補正額が4億902万8,000円になります。

続きまして2ページをお願いいたします。

款2、総務費。項1、総務管理費。補正額3億1,362万9,000円の増額の補正でございます。財政調整基金の積立金3億2,000万円の増額の補正ということで、先ほど、町長の方からも当初のあいさつでありましたけれども、昨年度の景気対策の交付金等が6億、7億という形で入ってきたことによりまして、実質的に財源が浮いてきたということの中で、3億2,000万円の財政調整基金への積立をさせていただきたいというものでございます。

続きまして款3、民生費。項1、社会福祉費。補正額で869万8,000円の増額の補正でございます。内容ですけれども、国民健康保険特別会計繰出金で1,034万6,000円の増額の補正ということで、今まで一般会計で人件費を支出したものを、国保会計で行うことによりまして、特別調整交付金の対象になるということで、組みかえを行うものでございます。

項2、児童福祉費。補正額215万2,000円の増額の補正でございます。保育園の臨時職員の賃金101万8,000円。産休代替等でございます。

続きまして款4、衛生費。項1、保健衛生費。補正額959万1,000円の減額の補正であります。一般職員の人件費ということで、1,601万5,000円の減ということで、先ほど申し上げました国保会計のところへもっていくということで、ここで減にさせていただいてあります。

続きまして8の土木費です。項1の土木管理費。補正額で593万6,000円の増額の補正であります。主なもので住新の特別会計への繰出金で、544万6,000円の増額の補正であります。

過日、還付資金の現地調査がございまして、その際に、もう19年前、20年前

になるんですけれども、個人の方の繰上償還がありまして、その個人の方の繰上償還につきまして、していただいたものについて住宅新築資金につきましては、国庫補助とそれから町が起債を起こして事業実施しております。ですから、個人が繰上償還があった場合につきましては、個人のものについても今度は還付資金の方に償還をしなければならないということでしたけれども、それがしていなかったということで、今回これを繰上償還をさせていただくというものでございます。

次の3ページをお願いいたします。

款8、土木費。項2、道路橋梁費。補正額3,111万5,000円であります。主なもので、町道の維持調査設計委託料1,404万9,000円あります。小田井追分線、それから広戸御代田停線と、いわゆる災害等、それからいろいろ長い年月の間に状況が悪くなっているものについて、ここで測量設計等行いまして、県の補助、国の補助を受けるための調査を実施するものであります。

それから、項2、都市計画費。補正額230万円。公園施設の整備工事ということで、230万円あります。

それから項5、住宅費。補正額182万5,000円。分筆登記手数料120万円の補正でございます。

続きまして款10、教育総務費。補正額115万6,000円の増額の補正であります。中学校の建て替え関連の光熱水費100万1,000円ということで、先ほどご説明したとおりであります。

続きまして款11、災害復旧費。項1、農林水産業施設災害復旧費。1,918万2,000円あります。補助と単独につきまして内容のところで書いてあるとおりであります。

2の公共土木施設災害復旧費。602万円あります。

続きまして款14、予備費。補正額1,963万3,000円ということで、全体を予備費で調整をさせていただきまして、補正額4億902万8,000円の補正をお願いをするものであります。

続きまして、今度は予算書の方に戻っていただきたいと思います。予算書の6ページをお願いいたします。第2表の地方債の補正であります。追加ということで、災害復旧債ということで、農地農林施設の災害復旧債。限度額、190万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年4.0%以内。それから償還方法、借入

先の融資条件による、というものです。

続きまして変更ということで、額の変更であります。起債の目的、まちづくり交付金事業で、補正前が5億2,200万円。補正後が5億2,860万円ということで、660万円の増額の補正であります。

続きまして臨時財政対策債。補正前が2億6,200万円。補正後が4億260万円ということで、1億4,060万円の増額の補正であります。起債の方法、利率、償還の方法については、記載してあるとおりでございます。

以上です。よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

（1番 野元三夫君 登壇）

○1番（野元三夫君） 1番、野元三夫です。

今の22年度一般会計補正予算の中で、資料番号4の中で、2ページ目、総務費の中で、しなの鉄道増便事業負担金、当初の予算が850万円ということで計上されていたんですが、これが430万円の減額ということになっているんですけど、こちらの理由と、それから増便になってどの程度乗客等が増加しているのか、その辺、もし調べてあるようでしたら、回答をお願いします。

それからもう1点、同じページの款4の衛生費、こちらの方で、新型インフルエンザワクチン接種費431万8,000円ということで計上されているんですが、対象範囲はどこまでで、何人ぐらい見込んでいるのか、それと、新型ではない、毎年発生している今までのインフルエンザ、季節性インフルエンザとの兼ね合いというのを、ちょっとお答えいただければありがたいです。その2点、お願いします。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは、お答えをいたします。

今回のしなの鉄道の増便の事業につきましては、しなの鉄道の活性化協議会というところがもとになっております。それで、この財源なんですけれども、小諸市・軽井沢町・御代田町ということで、当初、この3市町が出すということで話が進んでおりましたけれども、国庫の補助金を得られるということで、その補助金申請を

しておりました。その結果、補助金が得られるということになりましたので、今回の補正をさせていただいたということでもあります。それで当初予算の850万円というのは、何で850万円なのかということなんですけれども、昨年11月にしなの鉄道で試算した運行経費3,500万円を、3市町の協議により、均等割で50%、それから乗降客割で50%から算出したものであります。そして今22年度、本年度になりまして、国の補助金が採択がされるということになりましたので、その御代田町の負担額が300万円から350万円程度になるということの連絡を受けております。が、まだ運行が8月から開始されただけで、状況がどうなるか、今後の不測の事態等もございますので、100万円程度は必要な分を上乗せさせていただきまして、それ以外の部分のところについて今回減額の補正をさせていただいたという内容のものでございます。

それから、この事業を実施したことによりまして、効果、どのくらい増えたのかというお話ですけれども、まだ8月1日から始まったばかりで、まだ9月の初めということで、まだ数字的なものは出ておりませんので、また結果が出ましたら、逐次ご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（柳澤 治君） 土屋保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、ご質問の新型インフルエンザ接種費ということで、431万8,000円、対象範囲がどこまで、何人くらいを見込んでいるかということと、季節性インフルエンザ補助との関係はというようなことでのご質問でございます。

10月1日から全国一斉にインフルエンザの接種を始め、平成22年度生活保護世帯、住民税非課税世帯、これは世帯の全員が非課税の世帯の方全員に対するワクチン接種費用の助成事業も始めるということで、厚生労働省から8月に通達が来たところです。そこで、本議会にこの金額を補正予算計上したわけでございます。接種を受ける方の総人数としては、ただいま申し上げました低所得世帯の約2分の1を見込んでおりまして、1,125人。このうち、1歳から12歳の2回接種対象者が105人、1回接種対象者、13歳以上の方が1,020人という見込みをしております。

現在、佐久市、小諸市、それから北佐久郡の接種可能な医療機関について集約をしているところをごさいますして、広報の10月号で町民の皆さまに詳細をお知らせしていくべく、準備を進めているところをごさいます。

昨年の実績では、決算額45万ほどで、10倍近い予算を計上したわけをごさいますけれども、昨年場合は、ワクチンの供給が間に合っておらず、段階的に基礎疾患を持つ方とか、年齢の低いところから、段階的に広げていった関係もありまして、受診者は、補助対象の接種を受けた方は104名ほどでしたけれども、今年は10月1日から一斉に始まるということで、おおむね2分の1の方が接種を受けられるのではないかとということで予算計上はさせていただきます。

それから、65歳以上の高齢者の季節性インフルエンザワクチンの接種については、従来どおり1,000円の自己負担をしていただければ、相互乗入れ契約を結んでおります県内の医療機関で接種を受けることはできます。

今年度のインフルエンザワクチンにつきましては、新型と季節性の混合ワクチンも使用するという方向できておりますので、両方の予防になりまして、接種回数2回しなくてもいいということで、身体に対する負担も軽減されるというメリットが出てきているようをごさいます。

こういった内容についても、広報の10月号でお知らせをしていきたいというふうに考えておりますけれども、若干、接種可能な医療機関との調整が遅れておりまして、10月の広報に間に合わなければ、チラシ等でお知らせするような形になっていくかもしれませんけれども、現在、鋭意努力をしているところであります。以上をごさいます。

○議長（柳澤 治君） 野元三夫議員。

○1番（野元三夫君） 終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

1点だけお聞かせください。

資料番号4、2ページ、総務費。財政調整基金積立金3億2,000万円。先ほどもお聞きしたわけをごさいますけれども、備えあれば憂いなし、これはそのとお

りで、財調、多ければ多いほど、これは安心した健全財政あるいは予算執行等々ができる、それはわかるわけでございますけれども、そこで、これを積み立てた場合、決算と合わせて財政調整基金の合計が約19億近くになると、このように理解していかと、それからあと、長期振興計画の基本計画の中にも入るとは思うわけでございますけれども、この財政調整基金、当面の間あるいはこれを今後において歳出、どのような大きな事業が、大きな歳出が御代田町には見込まれるつつあるのか、あるいは見込んでいるのか、お聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

まず1点目ですけれども、この決算で404ページで13億3,900万円ということであります。それで、先ほど、決算の積立で2億2,000万円、それで今回の積立で3億2,000万円、合わせまして5億4,000万円、それを足し算をやりますと、18億7,900万円ということ、今、武井議員がおっしゃられた数字とほぼ同じ数字になると思います。

それから2点目のご質問なんですけれども、まず、基金を積みばいいということでは決してないと思います。ただ、これも先ほどからご説明申し上げておりますけれども、国の経済対策等特に一番大きかったのは経済投資の臨時交付金という事業で、2億2,000万円ほど、本当に学校と耐震をやらなければ、絶対にもらえなかったと。それから今、学校の事業をやらなければ絶対にもらえなかった、もらえなかったという言い方はだめなんですけれども、そういう事業がかなり含まれております。ということの中で、トータルで5億4,000万円の基金が生み出されているということで、決して事業をやっていないということではないというふうに思っております。

これのいわゆる、どうするのかということで、これも先ほど町長申し上げましたけれども、実際に繰上償還にある程度使っていきたいということも考えております。それで、繰上償還につきましても、政府資金は御代田町の財政力ではできません。それで、あとは縁故債になりますけれども、縁故債も1.5%以上のものがもうほとんどないといいますか、あるんですけれども、だからかなりもう返すものは返してしまっているという状況であります。ですけれども、預けておくよりも返した方がいいという判断で、財政状況等におきまして返すべきものは返していきたいと思います。

それから、これだけ貯めておいて、新規事業があるのかということですが、この新規事業等につきましては、今回の基本計画につきまして、議会の全員協議会でご説明するというので、そのご説明の中でこういう事業、こういう事業、こういう事業という一覧表と申しますか、そういうものをちょっとご提示はしようかなと思っておりますので、それにつきましては、ちょっとそのときにご説明申し上げるということで、ちょっと私、資料を全部今、今日ここに持ってきておりませんので、お許し願いたいと思います。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） はい、終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかにご質疑のある方は。

池田健一郎議員。

（5番 池田健一郎君 登壇）

○5番（池田健一郎君） 議席番号5番、池田です。

6月定例議会のときに、松くい虫対策、この話が話題になりました。そのときに、見つけたらすぐ対応するのがということだったので、私も赤い松の木を見たときに、どうしてあれをすぐやらないのかという話をしたところ、予算がないよという回答が、できないというぐらいの予算だというような話だったんですが、今回、ここで見ると、60万円ほどの予算で計上されていますけれども、この予算だと、今発生している問題をクリアし、なおかつ、ああいうものはこれからも、何ですか、これで終わりだということはないと思いますけれども、果たしてこの予算で、そういったような言い訳をしないような対応ができるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 武者産業経済課長。

（産業経済課長 武者建一郎君 登壇）

○産業経済課長（武者建一郎君） それではお答えをいたします。

松くい虫対策につきましては、今回の予算で計上してございますけれども、これで今現在、確認されているのは駆除できるというふうに考えております。それで、今遅れているという理由も1点ございまして、森林組合に全部委託しているわけですが、森林組合の方で事業に入っていないという部分もございまして、若干遅れているということでございます。

○議長（柳澤 治君） 池田健一郎議員。

○5番（池田健一郎君） いずれにしても、上田とかあの辺でひどい状態になっているのを我々も見ているわけです。手を打つのが遅れば遅れるほど、ひどくなっていくというふうに聞いていますので、一刻も早く、そういったものへの迅速な対応をお願いして、質問を終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第23 議案第82号 平成22年度御代田町国民健康保険

事業勘定特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第23 議案第82号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の42ページをお願いいたします。

議案第82号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、繰越金の確定、それから昨年度一般会計から、一般被保険者から国保の退職国保への切替を行ったことによりまして、退職医療給付交付金が増額になったことが主要因でございます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ8,435万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ15億6,065万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページ、お願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款3、国庫支出金。項2、国庫補助金。既定額に696万9,000円を補正するものでございます。これは特別調整交付金でございます。

款4、県支出金。項2、県補助金。既定額に232万7,000円を増額補正をお願いするものでございまして、国保連のレセプト管理システム変更に伴う補助でございます。

款5、療養給付費交付金。項1、療養給付費交付金。4,824万2,000円。退職者分の支払基金からの交付でございます。

款9、繰入金。項1、他会計繰入金。1,034万6,000円を既定額に増額するものでございまして、先ほど企財課長が一般会計の方で説明した内容でございます。

款10、繰越金。項1、繰越金。1,646万9,000円。繰越金の確定によるものでございます。

歳入合計、既定額に8,435万3,000円を加えまして、15億6,065万6,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。既定額に282万8,000円の増額をお願いするもので、レセプトシステム変更に伴う経費でございます。

款2、保険給付費。項1、療養給付費。2,000万円の増額。

項2、高額療養費。300万円の増額でございますが、これは退職被保険者給付費の増額見込みによるものでございます。

款4、前期高齢者納付金等。項1、同じ項目でございます。既定額に1万7,000円の増額をお願いするもので、額の確定によるものであります。

款8、保健事業費。項2、保健事業費。1,731万5,000円。これも一般会計からの国保会計への付け替えによるものであります。これは特別調整交付金を大きく獲得したいという視野で行っているものであります。

款10、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金。既定額に10万円の増額をお

願いするもので、返還金でございます。これは21年度の出産一時金の実績による返還金であります。

款11、予備費。項1、予備費。4,109万3,000円の増額でございます。

歳出合計、既定額に8,435万3,000円を増額し、15億6,065万6,000円とするものでございます。

以上であります。よろしくご審議のうえ、お認めいただけますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第24 議案第83号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第24 議案第83号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の43ページをお願いいたします。

議案第83号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、保険料の本算定による減と、それから本年も介護サポーター養成事業が国で採択されたことによります補助金の増額が主要因でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ2,003万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9億4,209万1,000円とする。

2ページをお願いいたします。あ、失礼しました。

203万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9億4,209万1,000円とする。

失礼いたしました。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正。

歳入であります。

款1、保険料。項1、介護保険料。既定額から836万6,000円を減ずるものでございまして、本算定によるものでございます。

款4、国庫支出金。項2、国庫補助金。既定額に488万1,000円を増額するものでございまして、主に介護サポーター養成事業補助金であります。

款5、支払基金交付金。項1、支払基金交付金。既定額に60万9,000円を増額するものでございまして、前年分の確定による追加交付でございます。

款6、県支出金。項2、県補助金。既定額に4万6,000円を増額するものでございまして、包括的支援事業の枠の拡大による増大でございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額から168万8,000円を減ずるもので、事業が補助対象になったことによる一般会計からの繰入の減であります。

款9、繰越金。項1、繰越金。654万9,000円を増額でございまして、繰越金の確定によるものでございます。

歳入合計、既定額に203万1,000円を増額いたしまして、9億4,209万1,000円というものでございます。

次のページ、歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務費。既定額から66万5,000円を減額するものでございまして、調査員賃金を一部国保会計に位置づけして、国庫補助対象としたことによる減であります。

それから款3、地域支援事業費。項1、介護予防事業費。既定額に43万2,000円を増額するもので、介護予防実態分析支援事業分であります。

項 2、包括的支援事業任意事業費でございますが、既定額に 6 万円の増額で、地域ケア会議の開催回数の増によりまして、講師謝金をお願いするものであります。

款 5、諸支出金。項 1、諸支出金。4 6 9 万 6, 0 0 0 円の増額をお願いするものでございますが、平成 2 1 年度の介護給付費の確定による国への返還金であります。

款 6、生活介護支援サポーター養成事業費。項 1、生活介護支援サポーター養成事業費。3 1 7 万 6, 0 0 0 円でございますが、これは先ほど申し上げました 1 0 0 % 国庫補助であります。

款 7、予備費。項 1、予備費。既定額から 5 6 6 万 8, 0 0 0 円を減額するものでございます。

歳出合計が既定額に 2 0 3 万 1, 0 0 0 円を増額し、9 億 4, 2 0 9 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案提案中ではありますが、会議規則第 9 条第 2 項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

――― 日程第 2 5 議案第 8 4 号 平成 2 2 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 2 5 議案第 8 4 号 平成 2 2 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の 4 4 ページをお願いいたします。

議案第84号 平成22年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、保険料の本算定による減と、それから繰越金の確定によるものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ491万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,061万1,000円とする。

2ページの方をご覧いただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。

款1、後期高齢者医療保険料。項1、後期高齢者医療保険料。既定額から602万5,000円を減額するもので、本算定によるものであります。

款4、繰越金。項1、繰越金。129万3,000円を増額するもので、確定によるものです。

歳入合計で、既定額から491万2,000円を減額し、9,061万1,000円とするものであります。

次に3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金。既定額から603万6,000円を減額するものでございまして、本算定による減分と、出納整理期間中の保険料収入分を相殺した額であります。

款4、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金。既定額に10万円の増額をお願いするもので、過年度分の還付加算金です。

款5、予備費。項1、予備費。既定額に102万4,000円を増額するものです。

歳出合計、既定額から491万2,000円を減額し、9,061万1,000円とするものでございます。

以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 26 議案第 85 号 平成 22 年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 26 議案第 85 号 平成 22 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書 45 ページをお願いいたします。

議案第 85 号 平成 22 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 22 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 22 年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 5 4 5 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 2, 1 4 3 万 1, 0 0 0 円とする。

2 ページをお願いいたします。歳入でございますが、款 2、繰入金。項 1、一般会計繰入金。補正額 5 4 4 万 6, 0 0 0 円。これにつきましては、次の歳出との調整により不足する財源を一般会計から繰り入れるということでございます。

それから款 3 の繰越金。項 1、繰越金。補正額 1 万円でございますが、前年度よりの繰越金でございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 2、公債費。項 1、公債費。補正額 5 4 5 万 6, 0 0 0 円。これにつきましては、先ほど一般会計の補正の説明の中で、企画財政課長の方から説明がありましたとおり、以前に繰上償還をいただいた方々の償還金について、今回、町がまとめて、また金融機関の方に繰上償還するというものでございまして、それをお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―― 日程第 2 7 議案第 8 6 号 平成 2 2 年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第 2 7 議案第 8 6 号 平成 2 2 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書 4 6 ページをお願いいたします。

議案第 8 6 号 平成 2 2 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 2 年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 3 0 8 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 8, 7 0 3 万 7, 0 0 0

円とする。

2 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款 5、繰越金。項 1、繰越金。補正額 308 万 1,000 円でございます。前年度からの繰越でございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、経営管理費。項 2、施設管理費。補正額 12 万 6,000 円。これは減圧弁の点検が必要となりまして、6 基分お願いをするということでございます。

それから、款 5、予備費。項 1、予備費。補正額 295 万 5,000 円。歳入との調整により予備費に充てるというものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――― 日程第 28 議案第 87 号 平成 22 年度御代田町小沼地区

簡易水道事業特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 28 議案第 87 号 平成 22 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書 47 ページをお願いいたします。

議案第 87 号 平成 22 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 22 年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ408万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1億2,652万1,000円とする。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款5、繰越金。項1、繰越金。補正額408万2,000円でございます。前年度よりの繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、経営管理費。項1、総務費。補正額13万8,000円。これにつきましては、水道の専用車がございまして、ここにきて突然故障等ございまして、修繕費を支出してしまっているということで、今後、不足する額について補正をお願いしたいということでございます。

それから、予備費でございますが、394万4,000円。これも歳入との調整により、予備費に充てるというものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長(柳澤 治君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――日程第29 議案第88号 平成22年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について――

○議長(柳澤 治君) 日程第29 議案第88号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは48ページをお願いいたします。

議案第 88 号 平成 22 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 22 年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 687 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 8 億 7,404 万 6,000 円とする。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。

款 5、繰越金。項 1、繰越金。582 万 2,000 円で、前年度よりの繰越でございます。

それから款 6、諸収入。項 2、雑入。補正額 105 万 1,000 円でございますが、これにつきましては、21 年度の消費税が修正申告によりまして一部還付になるということでございまして、それをお願いするものでございます。

それから 3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、土木費。項 1、都市計画費。補正額 96 万 1,000 円でございますが、受益者負担金の前納者が増加をしたということで、報奨金のお支払いの方に不足を生じてきそうだということで、増額をお願いしたいというものでございます。

それから款 2、公債費。項 1、公債費。これにつきましては財源変更でございます。

それから予備費につきましては 591 万 2,000 円で、繰越金との調整によって予備費に充てるものということでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――日程第30 議案第89号 平成22年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計補正予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第30 議案第89号 平成22年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書49ページをお願いいたします。

議案第89号 平成22年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ50万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1,266万5,000円とする。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。補正額50万8,000円。前年度よりの繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出ですが、款1、衛生費。項1、清掃費。補正額50万4,000円。浄化槽が設置して年数も経ってきておりまして、経年劣化による故障が増加しつつあるということで、現在の点検の状況から見ても、今後に予想される不足額をお願いするということでございます。

それから予備費につきましては、4,000円ということで、歳入との調整によって予備費に充てるというものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第31 平成21年度御代田町財政健全化判断比率及び

資金不足比率の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第31 平成21年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の50ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化に関する比率を、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いいたします。

平成21年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化に関する比率を、次のとおり報告をいたします。

ということで、まず、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と、ここに4つの比率が載っておりまして、まず備考欄をちょっとご覧いただきたいんですけども、実質赤字額または連結実質赤字額がない場合、及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は、黒字のため、数値がない。それから、当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載をしますということで、括弧内についてはこれを超えると早期健全化を図る団体に指定がされるという内容のものでございます。

それから、その下の公営企業会計に係る資金不足比率ということで、これにつきましても、資金不足が生じないためには数値がないということです。それから括弧

内の20%を超えると、健全化基準を超えるということになります。

まず、実質赤字比率ですけれども、この実質赤字比率につきましては、普通会計ということで、一般会計それから住新の特別会計、それから小沼財産区の特別会計の収支でありまして、黒字となっているということで、数値がございません。

それから連結実質赤字比率ですけれども、特別会計を含めた全会計の収支であり、すべての収支が黒字のため、収支が、数字がございません。

それから実質公債費比率ですけれども、一般会計が負担する借金返済額の割合で、全体の公債費や、公債費へ充当された負担などから算定をいたします。ちなみに、平成19年度が10.0%、それから20年度が9.5%、本年度が9.4%ということで、数値がより改善がされております。

それから将来負担比率ですけれども、一般会計が将来負担すべき実質的な負担の比率で、全体の負債、第三セクターや土地開発公社等を含めた負債の重さを示すものであります。当町は、第三セクターへの負担がないことや、基金残高が多いということで、数値がないということになります。

それから、公営企業会計に係わる資金不足比率ですけれども、これらの各指標と合わせまして、公営企業会計における資金の不足額を算出するものであります。各会計で資金の不足が生じないため、数値がなしということになっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、報告を終わります。

監査委員より、財政健全化審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

泉喜久男代表監査委員。

（代表監査委員 泉喜久男君 登壇）

○代表監査委員（泉喜久男君） 監査委員を代表して、財政健全化法に定める審査結果のご報告を申し上げます。

まず、財政健全化法第3条の審査意見であります。なお、第3条関係の意見書は、お手元議案書の52ページに記載してございます。

私と議会選出の朝倉監査委員とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法第3条に基づき、町長より提出されました健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した関係書類を、慎重に審査いたしました。

第1に、審査の概要であります。健全化判断比率算定の基礎となる関係書類が、法令に準拠して適正に作成されているか。また、この資料に基づいて算定された健全化判断比率は正確なものであるかに主眼を置いて、財政健全化審査を行いました。

次に、審査の結果であります。財政健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、これに基づいて算定された意見書記載の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等の財政健全化比率は、いずれも適正に算定手続がなされたものと認めました。

個別に申し上げますと、平成21年度の御代田町の一般会計に健全化法による特別会計の一部を加味した一般会計等の実質収支は黒字であります。したがって、標準財政規模との関係比率であります実質赤字比率、連結赤字比率は、いずれも分子となる赤字数値がありませんので、算出はされておらず、数値なしとなっております。

次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率ですが、当町では9.4と算定されております。財政健全化計画を作成すべき基準比率は25%ですので、問題はないものと判断できます。なお、起債許可基準は18%ですので、この面からも問題はありません。

更に、将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標であります。この将来負担比率も、分子となる将来負担額の数値が算定されませんでした。なお、財政健全化計画を作成すべき基準比率は350%ですので、この面でも問題もございません。

次に、財政健全化法第22条に定める公営企業の資金不足比率について申し上げます。なお、第22条関係の意見書は、お手元資料の最終ページに記載されております。

さて、審査にあたりましては、第3条の健全化判断比率の審査に準じて、所定の審査手続を実施いたしました。その結果、平成21年度決算に基づく水道事業や下水道事業と5つの関係公営企業は、いずれも資金収支に問題はなく、資金不足が生じておりません。そのため、法令に基づき算定される事業の規模に対する資金不足比率につきましても算出されてございません。以上の結果、財政健全化法第3条及び第27条に関連して、是正、改善を要すると指摘すべき事項はございませんでし

た。

なお、ただいま申し上げました審査意見は、私と朝倉監査委員が健全化法に定める合議により決定したものでありますことを、念の為申し添え、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柳澤 治君） 以上で、監査委員からの報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第66号から議案第89号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時22分